

平成 26 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 26 年 9 月 2 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 26 年 9 月 2 日（火）午前 10 時開会

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 33 号 | 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 34 号 | 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 35 号 | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 36 号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 37 号 | 尾鷲市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 38 号 | 平成 26 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 39 号 | 平成 26 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 10 | 議案第 40 号 | 平成 26 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 11 | 議案第 41 号 | 平成 26 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 12 | 議案第 42 号 | 平成 25 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 43 号 | 平成 25 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 44 号 | 平成 25 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 45 号 | 平成 25 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第 16 議案第 46 号 平成 25 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第 17 議案第 47 号 平成 25 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
(提案説明、審議留保)
- 日程第 18 議案第 48 号 尾鷲市教育委員会委員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 19 報告第 9 号 平成 22 年度から平成 24 年度までの決算に基づく健全化判断比率の修正に係る報告について
- 日程第 20 報告第 10 号 平成 25 年度健全化判断比率及び平成 25 年度資金不足比率の報告について
- 日程第 21 報告第 11 号 公益財団法人尾鷲文化振興会の平成 25 年度事業報告及び決算について
- 日程第 22 報告第 12 号 専決処分事項について (損害賠償の額の決定)
(報告、質疑)

○出席議員 (13 名)

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 小 川 公 明 議員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 南 靖 久 議員
9 番 榎 本 隆 吉 議員	10 番 高 村 泰 徳 議員
11 番 奥 田 尚 佳 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 村 田 幸 隆 議員	

○欠席議員 (0 名)

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君

会計管理者兼出納室長	南		進	君
市長公室長	北	村	琢磨	君
総務課総務・職員係長	北	村	誠悟	君
財政課長	宇	利	崇	君
防災危機管理室長	大	和	勝浩	君
税務課長	尾	上	廣宣	君
市民サービス課長	湯	浅	富士雄	君
福祉保健課長	三	鬼	望	君
環境課長	仲		浩紀	君
水産商工食のまち課長	内	山	洋輔	君
木のまち推進課長	内	山	真杉	君
建設課長	更	谷	哲也	君
水道部総務係長	高	芝	豊	君
尾鷲総合病院事務長	諦	乗	正	君
尾鷲総合病院総務課長補佐兼係長	徳	井	良成	君
尾鷲総合病院医事課長	大	川	勝之	君
教育委員長	千	種	良子	君
教育長	二	村	直司	君
教育委員会教育総務課長	佐	野	憲司	君
教育委員会生涯学習課長	川	口	清	君
教育委員会学校教育担当調整監	山	本	樹	君
監査委員	桑	原	紘市	君
監査委員事務局長	上	田	敏博	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	内	山	雅	善
事務局次長兼議事・調査係長	岩	本		功
議事・調査係書記	松	永	佳	久

〔開会 午前１０時００分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより平成２６年第３回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成２６年第３回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を初めとする議案１６件と、「平成２２年度から平成２４年度までの決算に基づく健全化判断比率の修正に係る報告について」を初めとする報告４件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１２名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、４番、田中勲議員は後刻出席をされる旨、通告がございました。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第１号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、議長において、１２番、三鬼孝之議員、１番、真井紀夫議員を指名いたします。

次に、日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から９月２５日までの２４日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月２５日

までの２４日間と決定いたしました。

次に、日程第３、議案第３３号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第１７、議案第４７号「平成２５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計１５議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました１５議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成２６年第３回定例会の開会に当たり、議案についての御説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

紀勢自動車道、紀伊長島インターチェンジから海山インターチェンジ間が去る３月３０日に開通し、紀勢自動車道は、勢和多気ジャンクションから尾鷲北インターチェンジまでの間が全線開通いたしました。

これにより、尾鷲北インターチェンジから尾鷲南インターチェンジ間の熊野尾鷲道路Ⅱ期部分を残すものの、昨年９月に開通しました尾鷲南インターチェンジから熊野大泊インターチェンジ間と合わせて、念願であった高速ネットワークが形成されたことになります。

御承知のとおり、本市におけるこれまでの幹線道路であった一般国道４２号は、南北を大きな峠道に挟まれた地理的条件であったことから、中京圏はもとより、県内でも中勢部、北勢部の人たちからは実質距離以上に心理的な距離感が大きく、本市を含む東紀州地域は遠いところという印象を強く持たれておりました。

また、峠道の雨量規制による通行どめも多く、本市は、しばしば陸の孤島となり、我々にとりましては、熊野尾鷲道路、紀勢自動車道の全線開通は、観光、物流面のみならず、命の道としても大きな効果をもたらしていることは言うまでもありません。

ことし６月に、国、高速道路会社、県、市町が一体となって高速道路開通効果を調査分析していくための、東紀州地域高速道路整備効果検討会が設置されました。

検討会において、３カ月経過後の医療面の効果では、尾鷲総合病院における新規患者数が４０％、外来患者数も１０％増加しているなどの結果や、また、国道

42号の雨量通行規制についても、紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路が代替道路としての役割を果たし、大きな渋滞、混乱もなく、何よりも命の道としての大きな安心感が生じていることなどが報告されております。

本市といたしましても、重立った飲食店や運送業者に開通後の状況を聞き取りした結果、夏休み期間中、特にお盆休みでは、多数のUターン客や観光客が訪れ、多くの飲食店や観光施設では、例年にも増して客入れがあったところがほとんどで、県中勢部、北勢部だけではなく、熊野市方面からの入り込みが目立つといった声が多く聞かれました。

運送業者では、目的地までの所要時間が短縮されたことから、積み込みから出発までにゆとりができ、運転手の労務管理が大きく向上したという意見が聞かれました。

また、燃料費やタイヤの摩耗が少なくなったことによる効果もこれから出てくるのではないかという期待の声が大きい一方で、都市部が近くなったことによる競合会社が出てくる可能性も否定できないという意見も聞かれました。

今後は、半年、1年と時間経過ごとに効果の生ずる分野も変化してくることからも、東紀州地域高速道路整備効果検討会での調査分析を生かしながら、高速道路開通が本市の地域振興にとって大きな効果となっていくような取り組みにつなげていくことが不可欠であると考えております。

次に、人口減少問題につきましては、本市において50年にわたる課題であり、昨年度から第6次総合計画での位置づけをもとに集落支援事業や空き屋バンクの設置準備などの対策を進めてまいりましたが、去る5月の日本創成会議の発表により、本市が特に消滅の可能性の高い市として位置づけられたことに伴い、喫緊の課題として積極的かつ危機感を持って取り組むことが不可欠となりました。

人口減少は避けられないものの、本市においては、生産年齢層を確保しながら人口構成の年齢バランスを維持することを目的に、空き家バンクの設置や集落支援事業などによる定住・移住施策を進めていくこととしておりますが、この取り組みに加えて、少子化対策として、子育てしやすい環境づくりに向けた協議を、三重県や三重県男女共同参画センター・フレンテみえなどの関係機関と行っております。

こうした取り組みは、全庁を挙げて、また全市的に取り組まねばならないことから、市民の理解、協力が不可欠であり、まずは市内の若者のまちづくり団体等との話し合いなどを行い、本市の少子化、子育て支援などについて、ともに考え

行動していく体制づくりを進めております。

今後は、子育て世代である尾鷲市PTA連合会などにも呼びかけながら、多くの皆様との協議を行う中で、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

現時点での具体的な状況といたしましては、定住・移住施策としての空き屋バンクでは、空き家所有者への意向調査により60軒の空き屋バンクへの登録希望があった中から、登記確認などの登録手続の完了した物件6件の情報を、先日、市ホームページに掲載し、いよいよ尾鷲市空き家バンクが稼働いたしました。

今後は、随時、登録手続が済んだ物件からホームページに掲載していき、あわせて移住希望者等へのPRに努めていくとともに、地域おこし協力隊制度を導入し、空き家の積極的な紹介はもとより、そのために必要な情報提供、所有者や地域との調整、移住希望者への総合窓口としての役割などをミッションとした制度構築を進めてまいります。

また、集落支援事業の一環として取り組んでおります田舎暮らし体験民宿三木浦ゲストハウスにつきましては、9月13日に完成内覧会を行う予定となっており、18日には、県内の移住者のネットワークによる定住、移住についての意見交換会を開催いたします。この意見交換会による移住者の視点でのまちづくりや魅力づくりを参考として、本市の状況に見合った、より効果的な定住・移住優遇支援措置などの制度化を検討してまいります。

次に、少子化対策、子育て支援の観点からの子育てしやすい環境づくりでは、地域での子育てのあり方、家庭で楽しむ暮らしの提案、男性の育児参加などの取り組みを、地域、PTA、関係機関などの幅広い多様な分野の皆様と考え、進めていくための啓蒙活動、体制づくりを行ってまいりたいと考えます。

人口減少につきましては、これらの観点からの取り組みを進めていくためにも、庁内の関係課による検討会議を開催しながら、また、県や国にも積極的に支援、協力を求めながら、この厳しい課題に対して一丸となって取り組んでまいります。

なお、これまでの集落支援事業においてモデル地域として取り組んでまいりました早田区におけるビジョン早田実行委員会（代表、早田区長、岩本芳和氏）が、平成26年度過疎地域自立活性化優良事例として、全国過疎地域自立促進連盟会長賞を受賞することが9月1日付にて決定いたしました。この表彰は、総務省と全国過疎地域自立促進連盟が、地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の取り組みを奨励するため、創意工夫を持って過疎地域の活性化に取り組み、すぐれた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例としてふさわしい団体であるこ

となどを基準として決定されるものであります。

この受賞は、ともに集落支援として地域づくりに取り組んでまいりました我々にとりましても大変大きな喜びであり、今後、一層、早田区はもとより、集落の魅力づくりに取り組んでまいります。

次に、子育て支援についてであります。

全ての子供に良質な生育環境を保障し、子供一人一人を大切にする社会の実現を目指す新たな子育て支援の取り組みが来年度から始まります。

本市におきましても、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、学識経験者や子育て支援事業者、公募の市民等から成る尾鷲市子ども・子育て会議にて検討を重ね、このたび計画案を取りまとめたところであります。本計画では、本市の地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案してサービス目標を定めることとなっており、今後の保育所整備にあわせ、一時預かり事業などを目標に掲げております。

なお、本計画案につきましては、ホームページを初め、福祉保健課や各地区センターにおいてパブリックコメントを実施しており、本市の子育て支援について市民の皆様とともに考え取り組んでいくためにも、積極的な御意見をいただきたいと思います。詳細につきましては、所管の委員会にお示しするとともに、関連する条例案につきましても御審議をお願いいたします。

保育所整備につきましては、昨年度策定いたしました尾鷲市保育所整備基本計画に基づき、津波浸水予想区域に立地する保育所の移転整備に取り組んでおります。

矢浜保育園は、現在、用地取得を終え、実施設計に取り組むところで、今後、尾鷲第四保育園の用地取得及び尾鷲第三保育園の用地造成を行い、一日も早い整備に向けた取り組みを進めてまいります。

こうした取り組みを、子育てしやすい環境づくりとして、少子化対策、人口減少対策につなげていけるよう充実を図ってまいります。

次に、食のまちづくりについてであります。

本市では、これまでも食を生かしたまちづくりを進めてまいりましたが、これまでの事業の中には、好評を得ている効果的な取り組みもたくさんあり、一定の成果があらわれています。

それらの一つとして、3年目となる尾鷲ものづくり塾は、本年度は15事業者の参加のもとで開校しております。塾生は、水産加工業や農業者、まちおこし団

体など、幅広い業種の比較的若い世代の方が多く、今後、地域産業を担っていく人材としての期待もしております。一部の参加商店では、東京駅構内で人気の駅ナカショップニッコーリーナに商品が取り上げられるなど、販路開拓の面での効果も出てきております。

本年度も、塾生ごとに、専門家による事業の現状と課題の聞き取り、解決に向けた具体的な個別指導、試作品づくりなどを行い、商品のブラッシュアップとともに、マーケティングセミナー、マーケティング調査による市場ニーズの把握を行うなど、食を中心とした物づくりの活性化を図ってまいります。

また、まちの駅事業でのオリジナル食べ歩きフードおわせ棒につきましては、本年度は、4月から9月までの土日限定のロングランで、昨年に続き11駅のまちの駅で取り組まれております。おわせ棒は、幅広い層に人気のある食べ歩き企画であることや、ネーミングのおもしろさなどから、昨年来、マスコミからの問い合わせや取材が多く、本年も引き続きテレビ、ラジオ、新聞各社にたくさん取り上げていただいております。旅行会社や雑誌社などからも通年開催の要望もいただくなど好評を博しております。しかし、まだ開催から2年しかたっていないことなどから、もっと周知されるための取り組みが必要であり、今後も県下最多の24の事業所で取り組んでおります尾鷲まちの駅での情報発信も生かしながら、商業振興及び観光集客に相乗効果を創出していきたいと考えております。

6年目を迎えた尾鷲まるごとヤーヤ便は、当初は、申し込みが消費増税の影響もあってか伸び悩んだものの、終盤にかけてテレビ放送や新聞掲載などが相次ぎ、新規申し込みがふえるとともに、リピーターからの申し込みも過去最高に迫る836件となり、さらに加えて、本年度は、ふるさと納税者にヤーヤ便を返礼品として贈る取り組みが大変人気となっております。結果として、夏便の申込件数が前年比23%アップの1,875件となるとともに、秋便以降は、ふるさと納税分の件数増加が見込まれており、各便でおおむね2,000件を上回り、最終的には過去最高の実績が予想されております。

このことについては、これまでの地道なPRや情報発信活動に加え、地域のすぐれた特産品はもとより、その生産者や風土、イベント等も含めて地域情報紙を発行の上、丸ごとお届けするという企画の趣旨が受け入れられたことも一因であると考えており、今後とも関係団体及び事業者と地域一体で取り組んでまいります。

こうした事業を、点から線、面につなげる仕組みが必要であり、そのための計

画を現在尾鷲市食のプロジェクトにおいて基本計画として策定しておりますが、これまでの議会はもとより関係機関、団体の皆様等との協議を踏まえて、よりスピード感を持った取り組みとしていくためにも、少しでも早い段階での計画策定を目指し検討しているところであります。

基本計画では、本市の食のまちづくりが目指すべき姿を共有し、そのためには何が不足していて、何をすべきかという点を、文化、教育、健康、集落の分野を食で守る、産業振興、物産振興、観光振興の分野を食で攻めるという位置づけで、具体的な事業として計画化してまいりたいと考えております。

検討過程において、食に関する連携事業として、梶賀町の特産品を生かした食のまちづくり、尾鷲観光物産協会へのヤーヤ便等の物産振興での地域おこし協力隊の配置や、健康増進事業としての健康弁当の開発、健康づくり促進イベントとしての「健康HAPPY DAY」の開催、教育委員会での食育推進事業における子供たちへの郷土伝統食を生かした学習、まぐろ流通促進プロジェクトチームでの尾鷲産マグロのPR活動等に対する補助事業などが提案され、基本計画策定と並行して補正予算計上をさせていただきました。

こうした連携の手法などを市内の食のプロジェクトにおいて検討し、事業や取り組みごとに関係する尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会、地域の皆様に協議をいただきながら、より具体的な計画としてまいりたいと思います。

また、計画では、食の拠点づくりとして、まずは、まちの駅ネットワークやよいとこ定食の店、コツまみバルなどでの既存の商店や事業所、施設などを丸ごと食の拠点として位置づけ、それぞれの拠点の集積効果を創出するための取り組みや、民間主体の集客力の高い拠点のあり方について調整、検討するとともに、学校についても、地場産等の観点での授業などを行うだけでなく、地域や家庭をつなぐ重要な拠点として食育を位置づけ、計画してまいります。

なお、道の駅についても、町なかでの拠点のゲートウエーとしての機能や、食で守る、食で攻めるといった活動の舞台、地域センターとしての機能を食の基本計画に位置づけた上で、国との調整を進めていきたいと考えております。

国においても、道の駅を、省庁を超えたあらゆる施策の拠点として位置づけようとしており、昨年度に議会総務産業常任委員会でも視察していただきましたが、私自身も国土技術研究センター理事長にお会いし、地域づくりと道の駅のあり方などの情報交換をさせていただくなど、こうした国の動きにも注視しながら協議を進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

近年の異常気象により、全国で想定を超えたさまざまな災害が発生しており、各所で人的被害を含めた甚大な被害が報告されております。これらの対応としては、まずは、市民一人一人の状況判断が最も重要であり、率先避難などの行動が被害を最小限にとどめるものと考えております。

現在、三重県が土砂災害地域指定のための測量や現地確認等の調査を進めており、本年度中には本市も土砂災害地域に指定される予定であることから、こうした指定も踏まえて災害に対する迅速、的確な行政情報を提供してまいります。

なお、去る２０日、広島市において発生いたしました豪雨災害により、犠牲になられた方々に対しまして心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々へ心からお見舞い申し上げます。

次に、大雨特別警報についてであります。

８月９日から１０日かけて接近した台風１１号の影響により、本市を含め三重県全域に大雨特別警報が発表されました。

気象庁によりますと、特別警報の発表単位は本来市町村単位であるものの、当面は都道府県単位で判断して運用しているため、三重県に大雨特別警報という発表となったものであります。

今回は、主に県北中部に対する警告としての特別警報であったことから、本市としては、防災行政無線自動放送、防災メール配信により注意喚起を行い、パトロール等の実施により状況を把握した結果、避難勧告、避難指示等の発表には至りませんでした。

しかし、特別警報は最大限の警戒を呼びかける情報であることや、防災行政無線等で避難の呼びかけを行ったことを鑑み、避難者の受け入れ体制をいかに整えるかという対応が課題であったと考えております。

これらのことから、今後の対策として、市民の安全安心を最重点に置いた体制強化を図ってまいります。

次に、８月３０日に実施いたしました平成２６年度尾鷲市市民総ぐるみ防災訓練は、自主防災会組織３６組織、約２,２００人、防災関係機関及び各事業所等２５組織、約８００人、合計６１組織、約３,０００人の皆様が参加して実施いたしました。

南海トラフ巨大地震の発生により甚大な被害が予想される本市において、市民の防災意識の向上は不可欠であり、また、自主防災会の役割は極めて重要である

ことから、緊急地震速報をきっかけに、市民全員が危険回避行動をとり、揺れがおさまった後は即座に避難することで自助、共助の意識を醸成することを主目的とし、全国一斉防災週間の初日に合わせて本訓練を実施したものであります。

各自主防災会においては、それぞれの地域の実情に沿った訓練内容で、低地の地域では津波からの一刻も早い避難行動、高台地域では避難された方の受け入れや安否確認などに取り組み、また、光ヶ丘・新田地区の各自主防災会における合同での訓練、三木里地区での通行できる道を限定し車の避難も可能とした訓練を初め、各地区においても、資機材取り扱い訓練、消火訓練、シェークアウト訓練など、多岐にわたり充実した取り組みとなったものと思っております。

市民の皆様方におかれましては、早朝より御参加いただきましたことに厚くお礼を申し上げますとともに、まずは自分を含めた家族の身を守るため、想定にとらわれず最善を尽くし、率先避難者として日ごろより防災意識を高め、備蓄品の点検や自主訓練などを積極的に行っていただくことを強くお願いするものであります。

次に、都市基盤整備についてであります。

平成24年度に新規事業化されました熊野尾鷲道路Ⅱ期事業におきましては、現在、尾鷲北インターチェンジから尾鷲南インターチェンジ間5.4キロメートルの開通に向け工事が進められており、その中で、工事の際に国が設置する工事用道路を、工事完了後に本市の管理として引き継ぎ、現在計画しております小原野地区の防災用地へのアクセス道路として利用させていただけることとなりました。

このように、本地域が目指しております命の道ネットワークが実現に向け着々と進んでおり、今後もさらなる努力を続けていきたいと考えております。

また、橋梁の長寿命化、耐震化につきましては、本年度より宮前橋のかけかえ工事に着手する予定で、これにより付近住民の方の避難用道路を確保することができます。

平成27年度以降についても、防災的な重要度を考慮しつつ、社会資本整備総合交付金などを活用し、橋梁長寿命化修繕計画に沿った整備を推進していきたいと考えております。

次に、宮之上小学校耐震整備事業につきましては、Ⅱ期工事の新校舎及び体育館の建設が終了し、先月8日に引き渡しを受け、2学期からは新校舎での授業が開始されております。

子供たちが使う机や椅子は、尾鷲ヒノキ製のもので、夏休み中の先月２３日に児童と保護者等で組み立てたものであります。組み立て作業の際には、尾鷲ヒノキの話を職員が行い、尾鷲ヒノキを身近に感じてもらうとともに、毎日使う机や椅子を自分たちの手で組み立て、愛着を持ってもらえるものになったと考えております。

なお、この建設に際しましては、火災事故などで市民の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけいたしました。このようなことが二度とないよう、受注者である企業共同体に厳重注意を行うとともに、徹底した現場管理を行い、この後の解体工事を進めてまいります。

懸案とされております三木小学校、三木里小学校の耐震化及び再編成に係る件につきましては、現在、教育委員会を中心に素案の作成を進め、子供たちの学習と生活の場としての機能を高めていくことを最優先に、地域における学校のあり方とまちづくりも視野に入れたものとするため、もう少し議論、検討を行ってまいりたいと考えております。このことから、もうしばらく時間をいただき、よりよい実施計画をつくってまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、健康づくりについてであります。

尾鷲市健康増進計画の初年度である本年度は、生活習慣病、メンタルヘルス、お口の健康、喫煙、ロコモティブシンドロームの主要取り組みついて、広く市民に普及啓発するとともに、尾鷲健康増進の会、通称「O w a s e H A P P Y」の活動基盤づくりとして、１２月７日に「健康H A P P Y D A Y」を開催いたします。

また、食のプロジェクトにおける食と健康の連携事業として、健康弁当の開発を行います。

健康増進計画では、本市に多い生活習慣病対策として、減塩、低カロリー、栄養バランスのとれた食生活が提唱されており、こうした弁当を市内の飲食店の有志により実行委員会を組織し、開発しようとするものであります。来年度以降にて、市内の飲食店等で広く販売できるような取り組みとしてまいります。

なお、ココロとカラダの健康増進ウォーキング推進事業では、昨年度、コースごとに各地区住民の皆様との協働により、新たに七つのコースを開発し、全２０コースが完成いたしました。このことにより、多くの市民の皆様がウォーキングを通じて生活習慣病予防や介護予防など、心と体の健康に役立てていただけるものと期待しております。

今後も健康増進計画に沿った、地域力を生かした健康づくり事業の展開を進めてまいります。

次に、尾鷲総合病院眼科医についてであります。

尾鷲総合病院に現在勤務しております眼科医は、本年末をもちまして退職することになりました。本院といたしましては、眼科を存続していくため、眼科医確保のためのあらゆる対応を行ってきた結果、眼科医が確保できることとなり、来年１月からも、住民の皆様には引き続き眼科を受診していただくことができることになりました。

次に、海洋深層水事業についてであります。

事業者を対象とした深層水の利活用促進及び企業誘致活動につきましては、従来から継続して行っている食品や医薬品事業者等への訪問ＰＲや商談会等でのＰＲ活動に加えて、現在、三重県等と連携し、県のネットワークを活用して、アクアステーション等での県内食品事業者等を対象とした海洋深層水のＰＲ研修会の開催を新たに検討しており、これらを通じて利活用促進を積極的に行ってまいります。

また、企業誘致につきましては、現在新たな深層水を活用した水産利用分野での視察やスジアオノリの陸上養殖など具体的な提案も数件いただいております。これらについても具体化に向けて事業者と検討してまいりたいと考えております。

さらには、海洋深層水の周知や利活用拡大を図る上で全国の取水地との連携も重要であり、本年は、１０月２日、３日の２日間にわたり、海洋深層水産業利用全国自治体協議会が三重県の主催によりアクアステーション及び熊野古道センター等を会場に開催され、全国的な先進事例等について情報交換するとともに、海洋深層水の振興、発展への連携策等についても検討してまいります。

一方、市民の皆様を初め、市内外の多くの方々に深層水に親しんでいただくイベントとして、１０月１９日に、古江のアクアステーションで、みえ尾鷲海洋深層水、深層水フェスタ２０１４が開催されます。このイベントは、魚のつかみ取りを初め、足湯体験や深層水クイズ、地元アクアサポートの皆様による魚御飯やぜんざい等の振る舞いなど、盛りだくさんの内容で開催されますので、ぜひこの機会に、みえ尾鷲海洋深層水に親しみながら楽しんでいただきたいと思います。

次に、まぐろ流通促進プロジェクトについてであります。

現在、本市では、高度な冷凍技術を施した遠洋冷凍マグロ及び高鮮度処理された近海生マグロの水揚げが行われており、これら尾鷲産マグロは、新たな水産ブ

ランドとして地域を活性化させる資源としても期待されております。尾鷲で水揚げされるマグロを地域の活性化につなげていくため、平成24年度に、県の指導のもと、三重県まぐろ流通促進プロジェクト協議会が設立され、マグロの流通等に関する取り組みが行われてきました。

本年度からは、プロジェクト協議会に地域協議会を設置し、地域を拠点とした活動を行うために、尾鷲商工会議所が新たに事務局を務め、市が事務局のサポートを行う体制となりました。今回、市において、新たにまぐろ流通促進プロジェクトチーム運営事業費補助金を創設し、尾鷲地域協議会において、マグロ漁業者、尾鷲漁協、三重漁連、流通加工事業者等との連携のもと、消費者、事業者への尾鷲産マグロの魅力発信に向けた活動や地域での商品開発等に取り組むとともに、都市部でのテストマーケティングや展示会等への出展など、販売促進を実施する事業等について、県とともに支援を行ってまいります。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減を図るための水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、平成25年度繰越事業である須賀利漁港機能保全工事の第Ⅰ期工事を本年5月に着手し、第二貝殻防波堤及び市場前物揚場の機能保全工事を行っているところであります。

第二貝殻防波堤につきましては、本年7月に本体取り付け部の空洞化対策工事等の施工を終え、市場前物揚場の東側、延長78メートルの上部工及び鋼矢板の機能保全工事につきましても順調に施工が行われており、来月中旬に工事が完了する予定であります。

また、平成26年度須賀利漁港機能保全工事につきましては、市場前物揚場の第Ⅱ期工事を今月下旬に着工予定であり、今後も引き続き漁港施設の長寿命化や機能保全に取り組んでまいります。

次に、地域商品券についてであります。

地域商品券につきましては、昨年度、尾鷲商工会議所におきまして、高速道路開通を記念し、10%のプレミアムつきつばき振興券を発行し、さまざまな業種の148店舗が参加の上、地元経済の活性化に取り組まれています。

本市といたしましても、3月末の紀勢自動車道の全線開通によるストロー現象と呼ばれる都市部への消費流出や、4月からの消費増税も相まって、市内の経済活動への影響も懸念されており、対応策の一つとして、地域商品券について、尾鷲商工会議所と昨年度のつばき振興券の実績や効果などについて協議するとともに

に、日常的な消費活動はもとよりプラスアルファの消費喚起につなげることなど、幾つかの課題に対し、より効果的に市内経済の活性化につなげるため、昨年度来、検討を重ねてまいりました。

その中で、昨年度は会議所会員１４８店舗が参加されましたが、今回、市内全事業者から加盟店舗を募集し、目標加盟店舗数を２００店舗に設定するとともに、地域商品券につきましても、市内全域でお求めいただけるよう各コミュニティセンターでの対応も考えております。

また、尾鷲商工会議所では、商業関係者の皆様とも協議を進められており、参加店や商業関係団体等において、商品券の取り組みに絡めて抽せん会を目玉とした売り出し事業等を同時に行い、地元店舗での利用促進につなげる取り組みについても積極的に検討をいただいている状況であります。

一方で、先般８月１９日には尾鷲商工会議所より、本年度市制施行６０周年、熊野古道世界遺産登録１０周年を迎え、消費意欲の高い年末商戦の時期に絡めて、市内の経済循環につなげることを目的とした地域商品券発行への要望もいただいております。

本市といたしましても、このように高速開通によるストロー現象などの市内経済への危惧や商品券発行に対する尾鷲商工会議所の積極的な取り組みもあり、本年度、商品券発行への助成を行った上で、関係団体と連携しながら市内経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、林業振興についてであります。

森林環境創造事業につきましては、環境林としての整備計画に基づいた森林を対象としておりますが、平成２５年度繰越事業においては、昨年度に標準地調査を実施した賀田地区を初めとする８林班にわたって、間伐、受光伐を実施することとしており、現在、事業面積２３．７７ヘクタールのうち、間伐６．２６ヘクタール、受光伐４．３９ヘクタールを完了しております。

また、未実施である１３．１２ヘクタールにおきましても、１０月末を目途に完了する予定であり、事業実施によって適正に管理が行われた森林となることで、水源の涵養、土砂流出防止といった森林の持つ公益的な各機能が向上するだけでなく、林業生産活動の活性化につながるものと考えております。

次に、市有林事業についてであります。

成熟期を迎えた市民の財産である市有林において、地元林業の活性化、公益的機能の確保、維持、持続経営が可能な林齢構成の平準化をうたい、本年度も主伐

計画に基づき実施していくところであります。

契約につきましては7月に締結しておりますが、現在の進捗状況は、施業地での主伐木の伐採を進めており、当地域特有の架線、ヤエンによる全木集材によって、今月の競りに向け木材市場への出材準備に取り組んでいるところであります。

また、来年2月からの植栽に向けた地ごしらえ、森林施業の省力化を図るための歩道新設に着手する計画についても進めているところでありますが、来月実施する市制60周年記念事業尾鷲ヒノキ植樹体験森林塾においては、児童のころから地元林業への関心や、生活環境に与える森林の恩恵などを知る機会を設ける森林教育を行うこととしており、事業実施に向け、植栽時の地ごしらえや食害ネット設置などの森林整備に着手したところであります。

次に、基盤整備事業についてであります。

平成25年度繰越事業、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、林道川原木屋線改良工事につきましては、林道の路肩が崩落し、通行に支障があるため、路肩改良を行い、安全安心な通行の確保を目的としております。契約期間は12月下旬までで、現在擁壁の床掘り作業を行っているところで、進捗状況は約40%であります。

また、地域の元気臨時交付金事業、林道頂山線舗装工事及び林道八幡線舗装工事につきましては、測量設計業務の業務委託を完了し、今月から順次舗装工事の発注を行う予定であり、木材の輸送力の向上及び維持管理費の縮減を図ってまいります。

次に、おわせ港まつり、イベント開催についてであります。

去る8月2日に開催されました市制施行60周年記念事業第64回おわせ港まつりにつきましては、天候不順の中、予定しておりました特設ステージ関係のスケジュールが一部中止となりましたが、当日は、魚市場でイタダキ市や大盛況の魚つかみ大会、カッター大会が行われ、紀望大通りと特設ステージでは、今回も昨年に引き続き熊野古道まつりのソーラン踊りが、尾鷲港では、ゆとりフェスティバルが同時開催されました。

また、海上花火大会は、雨の中ではございましたが、御来場の皆様にお楽しみいただき、無事終了することができました。

開催に当たり、市民の皆様の御理解、御協力はもとより、おわせ港まつり実行委員会やごみナビゲートなど、ボランティアの皆様には、準備から実施、後片づけに至るまで御協力いただき、改めてお礼申し上げます。

次に、この秋も幾つかのイベントが控えております。

まず、１１月１日に、尾鷲魚市場において尾鷲港産地協議会主催の第４回尾鷲魚まつりが開催されます。

このイベントは、尾鷲の魚を広くＰＲすることや魚食普及を目的として行われ、干物づくりやマダイの三枚おろしなどの体験教室、模擬競り市、魚のタッチプール、尾鷲マハタなどの試食会、マグロの解体実演、尾鷲高校家庭クラブによる地魚を使った料理の提供などが予定されております。

また、１１月２日には、本市の伝統文化の継承と活用を目的とした市制施行６０周年記念事業第２９回全国尾鷲節コンクールが開催され、全国各地の方々が自慢の歌声を披露し競い合います。

大会の中では、さまざまなアトラクションなども盛り込まれ、また、会場付近では本市の特産品を取りそろえた物産展も同時開催されますので、市内外の多くの皆様に御来場いただき、伝統ある尾鷲節のよさを改めて体感していただきたいと思っております。

さらに、１１月１５日、１６日には、熊野古道世界遺産登録１０周年記念第１１回おわせ海・山ツーデーウォークを、三重県立熊野古道センターをスタート、ゴールの主会場として、本年は、世界遺産登録されている市内の熊野古道全てのコースを設定し、これまで同様、日本ウォーキング協会公認の６コースで開催いたします。全国からお越しいただいた皆様と市民の皆様との触れ合いが大きな魅力でもありますので、ぜひともいずれかのコースに御参加いただき、地元からの盛り上げと交流を深め、本市の観光交流の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、８月３日から７日にかけて開催されました市制６０周年記念事業星宙教室につきましては、ＮＰＯ法人紀州熊野応援団の御協力のもと、講演会、宇宙食試食体験、宇宙服試着体験等の行事に、市民の皆様を初め、県内外から多数御参加いただき、大好評のうちに無事終わることができました。今回の事業を初め、尾鷲市立天文科学館では、少しでも多くの方に天文に興味を持っていただけるよう、さまざまな企画を検討してまいります。

今後の市制施行６０周年記念事業としましては、本年１０月１６日から平成２７年１月７日にかけての第３３回三重県埋蔵文化財展、同じく本年１０月１９日から１０月２７日までの三重県立美術館移動展が尾鷲市立中央公民館で開催されます。

また、熊野古道が世界遺産に登録された記念の曲、「熊野古道 神々の道」を作曲したピアニストの加古隆氏と、熊野古道の写真の世界遺産登録以前より撮り続けてきた三重県出身の写真家、南川三治郎氏による記念コンサート、「加古隆×南川三治郎の世界」が、11月20日に三重県文化会館で、11月9日に尾鷲市民文化会館せぎやまホールにて開催されます。第1部は、加古隆氏と南川三治郎氏によるスペシャル対談などが、第2部では、加古隆氏コンサートが企画されています。この記念コンサートは、三重県が主催し本市が共催する事業であり、津市と本市のみの開催であります。市民の皆様には、今後の市制60周年記念事業とともに、多数御来場いただきますようお願いいたします。

次に、ごみの有料化制度につきましては、市民の皆様の深い御理解と御協力により、平成25年度のごみ収集量は昨年度と比べて約24%が削減され、本年度7月末までの可燃ごみ収集量におきましても、昨年度並みの量で推移しております。

指定ごみ袋に関しましては、制度開始以来、より小さい容量の指定ごみ袋をとの御要望を多くいただいております、このたび、極小袋といたしまして10リットルサイズの袋を、従前のものと比べ、形状、素材ともに、より丈夫なものを採用して作成いたしました。この10リットル極小袋に関しましては、9月1日より各指定取扱店舗への配送を開始いたしましたので、順次市民の皆様にご購入いただけるものと考えております。価格は、他の指定ごみ袋と同じ10枚一組での販売となりますので、1セット100円での販売となります。

この袋によって、市民の皆様には、より一層の可燃ごみの減量、資源化に取り組んでいただくとともに、循環型社会の構築と、本市のさらなるごみ処理経費の削減につなげてまいりたいと考えております。

次に、おわせっこ共育フェスティバルにつきましては、今回は市制施行60周年記念事業の一つとして位置づけ、「おわせに生きる！！」をテーマに、人権、防災、ふるさと、食育の四つを柱にして、各学校での取り組みを進めております。

11月29日、尾鷲市民文化会館せぎやまホールでの開催を予定しておりますので、市内小中学校の児童・生徒はもとより、多数の保護者や地域の皆様方にも御来場いただき、次代を担う子供たちにたくさんの声援を送っていただきたいと思います。

温水プールの整備につきましては、その効用や市民の要望からも、必要性は大いに感じております。

しかし、尾鷲中学校プールの温水化につきましては、８月８日の生活文教常任委員会、全員協議会でも申しましたように、その実現は大変厳しいものと考えております。

現在、尾鷲高校における全天候型温水プールの整備要望が学校とＰＴＡから三重県教育委員会に提出されており、本市といたしましても、尾鷲高校のプール整備が実施されるよう連携協力して要望してまいります。

また、市民プールにつきましては、現在、策定を進めている尾鷲市スポーツ振興基本計画において、整備を位置づけながら、中長期的な視野に立ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、尾鷲中学校のプールにつきましては、学校教育環境をよりよいものとするため、学校施設としての整備をしっかりと行ってまいります。

次に、平成３３年の第７６回国民体育大会開催に伴う国体誘致競技についてであります。

去る６月１２日に、三重県カヌー協会から、本市２級河川中川において、スラローム及びワイルドウォーター競技２種目のカヌー競技を開催したい旨の要望が提出されました。

この要望を受け、関係各団体の御理解を得るべく協議を進めてまいりましたが、カヌー競技はオリンピック種目でもあり、多くの観客も期待できることから、開催誘致を行いたいと判断いたしました。最終的には来年度の中央団体の視察によって競技場の可否が決定されることとなりますが、本市でのカヌー競技開催に向け準備を進めていきたいと存じますので、皆様の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、まず、今回提案させていただいております議案に係る不適切な事務の取り扱い及び誤った執行等がございましたことに関しまして、まことに申しわけなく思うところであり、深くおわび申し上げ、反省するとともに、再発防止につきましては、全職員に改めて周知徹底し、今後一層事務の適正処理に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回提案しております議案について御説明をいたします。

議案第３３号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う関係法律の整備による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の

設備及び運営について条例で基準を定める必要が生じたため、同条例を制定するものであります。

次に、議案第34号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う関係法律の整備による児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定める必要が生じたため、同条例を制定するものであります。

次に、議案第35号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、子ども・子育て支援法第34条第2項により、特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならないこととなり、同法第46条第2項では、特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育事業を提供しなければならないこととなり、これらの運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第36号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲総合病院に派遣されておりますバディホスピタル医師に対しての報酬額の限度を、月額85万円以内から120万円以内に改正しようとするものであります。

次に、議案第37号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改められたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第38号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」から議案第41号「平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、歳入では、前年度繰越金及び普通交付税の額の確定並びに第三保育園等整備事業に係る市債の増額、歳出では、第三保育園建設予定地造成工事請負費及び地域商品券発行補助金の追加、並びに宮前橋架設工事請負費の増額が主なものであります。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第４号）主要事項説明の
１ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で６億３，２
１３万５，０００円、国民健康保険事業会計で２億１６９万７，０００円、後期高
齢者医療事業会計で６８５万２，０００円、病院事業会計で４９０万円をそれぞ
れ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を２０５億６，０３４万１，０００
円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

２ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

９款地方交付税は、普通交付税の額の確定により６，７４０万５，０００円を増
額するものであります。これは、当初予算において、国の地方財政計画などにお
いて地方税の増収を見込み、平成２６年度地方交付税総額で約１，８００億円の
減額となっていることを踏まえ、本市においても基準財政収入額の増加を見込み、
普通交付税で前年度比１．０％減額の２８億８，０００万円を計上したところですが、
算定において基準財政収入額が微増でとどまったことなどにより増額となっ
たものであります。

１１款分担金及び負担金３３万７，０００円の増額は、紀北町と共同で実施し
ます地域の企業と大学生のマッチング支援事業に係る紀北町からの負担金の追加
によるものであります。

１３款国庫支出金６１２万３，０００円の増額は、次世代育成支援対策交付金
５２９万５，０００円の増額と、保育緊急確保事業国庫補助金９９５万２，０００
円の追加が主なものであります。

１４款県支出金１，７７５万２，０００円の増額は、当初予算に計上しましたエ
リアワンセグ受信端末整備事業に地域減災力強化推進補助金５００万円が採択さ
れたこと、コミュニティセンター等建設事業に対する電源用施設周辺地域振興事
業費補助金が３５４万６，０００円増額されたこと、保育緊急確保事業県費補助
金３７５万６，０００円の追加が主なものであります。

１６款寄附金１，２９１万５，０００円の増額は、ふるさと寄附金として５５７
名の方から御寄附いただいたものであります。

１７款繰入金１０２万７，０００円の増額は、コミュニティセンターに設置す
るＡＥＤ購入費等の財源として地域福祉基金から５０万２，０００円及び後期高

齢者医療事業会計から前年度精算金として５２万５,０００円、それぞれ繰り入れるものであります。

１８款繰越金４億１,８５６万８,０００円の増額は、平成２５年度決算に伴う繰越金であります。

１９款諸収入７０万８,０００円の増額は、尾鷲市社会福祉協議会前年度精算金３５万３,０００円及び消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成金３５万５,０００円の追加によるものであります。

２０款市債１億７３０万円の増額は、九鬼地内避難路整備事業に係る避難路整備事業債１４０万円、保育園整備事業に係る保育所施設整備事業債６,２９０万円及び宮前橋架設事業債４,３００万円の増加によるものであります。

次に、歳出であります。

３ページをごらんください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

４ページをごらんください。

まず、総務費では、一般管理費で、平成２８年１月から実施されますマイナンバー制度に対する現況調査費用などとして、マイナンバー導入支援業務委託料３９８万円を追加するものであります。

財産管理費の財産管理経費として、尾鷲市中央駐車場における自動火災報知設備等取りかえに係る備品購入費３６７万円の追加と、基金積立金として、財政調整基金積立金２億３,４１８万８,０００円、減災基金積立金５,０００万円ほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

企画費の地域おこし協力隊事業として、新たに梶賀地区及び定住・移住対策として配置する地域おこし協力隊員に係る経費２５８万円、食のプロジェクト事業として、基本計画策定に係る経費５０万６,０００円を追加するものであります。

男女共同参画費で、人口問題及び定住・移住対策の一環として実施する男女共同参画事業費として３８万７,０００円を追加するものであります。

防災費で、九鬼地内の避難路整備に係る工事請負費１４６万７,０００円の追加と、桜茶屋避難広場整備事業に係る工事請負費６３万７,４００円を増額するものであります。

コミュニティセンター費で、九鬼コミュニティセンター建設事業に係る備品購入費などとして３００万７,０００円を追加するものであります。

5 ページをごらんください。

民生費では、社会福祉総務費で、福祉保健センター駐車場整備に係る工事請負費 1 4 7 万 5, 0 0 0 円を増額するものであります。

児童福祉総務費で、現在整備中の桜茶屋避難広場に隣接して整備します第三保育園建設予定地の造成に係る工事請負費 6, 9 4 3 万 3, 0 0 0 円の追加と、第四保育園建設の要する公有財産購入費 5 5 8 万 4, 0 0 0 円を増額するものであります。

児童措置費で、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金 8 8 6 万 4, 0 0 0 円の追加と、児童手当給付事業における前年度精算金 1 億 2, 5 2 6 万 5, 0 0 0 円を追加するものであります。

農林水産業費では、合併漁協基盤強化支援事業利子補給補助金 9 7 万 8, 0 0 0 円の増額と、まぐろ流通促進プロジェクトチーム運営事業費補助金 4 0 万円を追加するものであります。

商工費では、商工振興費の商工振興事業として、紀北町と合同で実施します地域の企業と大学生マッチング支援事業に係る委託料 1 3 5 万円、高速道路が開通し、ストロー現象による地域経済の悪化が危惧される中で、市内での消費を喚起し地域経済の活性化につなげるために、地域商品券発行の事業主体である実行委員会に対する地域商品券発行補助金 1, 0 0 0 万円を追加するものであります。

地域おこし協力隊事業で、尾鷲観光物産協会における尾鷲まるごとヤーヤ便の商品開発や P R 促進企画などの充実を図ることを目的に新たに配置する地域おこし協力隊員に係る経費 1 3 6 万 7, 0 0 0 円を追加するものであります。

5 ページから 6 ページにかけての土木費では、宮前橋架設事業に係る工事請負費 4, 3 0 0 万円の増額と、熊野尾鷲道路Ⅱ期工事において光ヶ丘地内の設置される仮橋が本市に移管された後に管理していく上での十分な機能、耐久性をなす橋とするための関連諸経費として 3 1 4 万円を追加するものであります。

教育費では、幼稚園 2 園に対する備品購入費 5 0 万円を増額するものであります。

公債費では、平成 2 5 年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で 1 3 5 万 3, 0 0 0 円の増額、公債費利子で 1 7 6 万 9, 0 0 0 円を減額するものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

7 ページをごらんください。

7 款土木費、2 項道路橋梁費の宮前橋架設事業につきましては、三重県管理の 2 級河川である北川の尾鷲神社前にかかる橋であり、河川管理上の工事の安全面から渇水期での工事を求められることから、年度内での執行が困難であるため繰越事業とするものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

追加で、学校 I C T 事業用サーバー借り上げ料は、期間を平成 2 7 年度から平成 3 1 年度まで、限度額を 9 1 8 万 5, 0 0 0 円とするものであります。これは、本サーバーが本年度末で耐用年数 5 年を迎え、来年度以降の保守延長契約が結べないことから、新たに債務負担行為を追加するものであります。

8 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、2 億 1 6 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出総額を 3 1 億 5 8 万 2, 0 0 0 円とするものであります。歳入は、前年度からの繰越金 2 億 5 6 8 万 8, 0 0 0 円の増額が主なものであります。歳出は、基金積立金 1 億 8, 5 5 5 万 1, 0 0 0 円の増額が主なものであります。

9 ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、6 8 5 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出総額を 5 億 9, 7 6 5 万 3, 0 0 0 円とするものであります。歳入は、前年度からの繰越金 5 4 2 万 5, 0 0 0 円の増額が主なものであります。歳出は、広域連合負担金 6 3 2 万 6, 0 0 0 円の増額が主なものであります。

1 0 ページをごらんください。

病院事業会計であります。

資本的収入及び支出は、収入で 4 9 0 万円の増額であります。これは、起債計画に基づく起債の目的変更に伴う企業債 4 4 0 万円の増額と、総合病院の書籍等資金として一般会計に御寄附いただいたものを一般会計から負担金として 5 0 万円を歳入するものであります。

以上をもちまして、「平成 2 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」など 4 議案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 4 2 号「平成 2 5 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第 4 5 号「平成 2 5 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 4 議案につきましては、いずれも地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明させます。

議案第４６号「平成２５年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましては、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、議案第４６号については病院事務長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員）　ここで休憩をいたします。

再開は１１時２０分から行います。

〔休憩　午前１１時０９分〕

〔再開　午前１１時２０分〕

議長（村田幸隆議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、南会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長（南進君）登壇〕

会計管理者兼出納室長（南進君）　続きまして、それでは、議案第４２号「平成２５年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第４５号「平成２５年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの４議案につきまして、お手元の平成２５年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を御説明いたします。

よろしいでしょうか。

１ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の１１億１,８０３万８,０００円に対し、歳入決算額は１１億１,５５９万４,０１０円で、予算現額に対する収入率は９８．６％となっております。歳出決算額は１億７億２,５４５万３,１９２円で、執行率は９４．７％となり、歳入歳出差引残額は４億４,０１４万８１８円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入歳出とも予算現額は同額の３億４,７５８万１,０００円に対し、歳入決算額は３億１,３７９万４,０７４円で、予算現額に対する収入率は１０２．９％となっております。歳出決算額は２億９,２３０万４,８９４円で、執行率は９６．２％となり、歳入歳出差引残額は２億５,６８万９,１８０円となりました。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の５億７,４０７万円に対し、歳入決算額は５億７,４５７万２,２０８円で、予算現額に対する収入率は１００％となっております。歳出決算額は５億６,９１４万５,７７８円

で、執行率は99.1%、歳入歳出差引残額は542万6,430円となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の276万6,000円に対し、決算額は歳入歳出とも同額の276万5,070円で、執行率は99.9%、歳入歳出差引残額はゼロ円となりました。

以上、平成25年度の決算総額は、予算現額149億4,245万5,000円に対し、歳入決算額は148億8,092万5,362円で、99.5%の収入率となりました。歳出決算額は142億2,966万8,934円で、執行率は95.2%となり、歳入歳出差引残額は6億5,125万6,428円となりました。

次に、2ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、本年度は、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が2,157万1,000円でございますので、これを差し引いた4億1,856万9,818円が実質収支額となり、平成26年度への繰り越しとなります。

なお、この繰越明許費繰越額2,157万1,000円は、6月9日に開催されました平成26年第2回定例会の報告第6号にて報告させていただきました、平成25年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億5,327万6,000円の財源内訳のうち、一般財源分であります。

特別会計につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

この表は、一般会計の歳入款別決算額調でございます。

各款別の主なものにつきまして御説明いたします。なお、この表の備考欄には収入済額の前年度比を記載しておりますので、御参照ください。

1款市税は、予算現額22億5,481万4,000円に対し、調定額は25億142万9,175円、収入済額は23億1,877万8,607円で、一般会計収入済額全体構成費の20.8%を占めております。前年度比較は86万8,421円の減収となっております。その内容でございますが、備考欄に記載のとおり、法人市民税の減収が主な要因であります。不納欠損額は2,010万1,114円

で、前年度と比較しまして1,590万5,875円の減額となっております。収入未済額は1億6,254万9,454円で、前年度と比較しまして1,865万2,030円の減額であり、収納率は92.6%で、前年度より1.2ポイント上昇しております。

2款地方譲与税の収入済額は6,205万9,444円で、前年度と比較して385万5,024円の減額となりました。これは、自動車重量譲与税と、特別とん譲与税の減額によるものです。

3款利子割交付金の収入済額は652万5,000円。

4款配当割交付金の収入済額は981万2,000円で、前年度と比較して484万5,000円の増額です。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1,645万4,000円で、前年度と比較して1,522万1,000円の増額です。

6款地方消費税交付金の収入済額は1億8,581万7,000円で、前年度と比較して159万7,000円の減額となっております。

7款自動車取得税交付金の収入済額は2,353万3,000円で、前年度と比較して312万円の増額です。

8款地方特例交付金の収入済額は593万円で、前年度と比較して減額となりました。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

9款地方交付税は収入済額35億1,189万4,000円で、一般会計収入済額全体の31.5%を占めております。前年度と比較して7,479万7,000円の減額となりました。

10款交通安全対策特別交付金の収入済額は315万2,000円であります。

11款分担金及び負担金の収入済額は1億3,214万4,675円で、前年度と比較して383万2,742円の増額です。これは、民生費負担金の増額などによるものであります。収入未済額は644万8,130円で、保育所入所保護者負担金であります。

12款使用料及び手数料の収入済額は1億4,643万7,482円で、前年度と比較して3,316万8,411円の増額であります。これは、尾鷲市指定ごみのごみ袋収集手数料による衛生手数料の増額であります。不納欠損額は1万6,500円で、し尿処理手数料の不納欠損処分によるものであります。収入未済額は746万600円で、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

１３款国庫支出金の収入済額は１６億９，０９１万２，０５４円で、前年度と比較して５億８，８６７万６，９１５円の増額となっています。これは、総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金及び教育国庫補助金の学校施設環境改善交付金などの増額と、農林水産業費国庫補助金などの減額の相殺によるものであります。

１４款県支出金の収入済額は５億６，５１０万６，８８８円で、前年度と比較して７２万６，６９１円の減額であります。この内容でございますが、備考欄の記載のとおり、増減額の相殺によるものであります。

１５款財産収入の収入済額は４，５１７万４，４０２円で、前年度と比較して１０９万７，９６５円の増額となっております。これは、基金運用収入及び立木売り払い収入などの不動産売り払い収入の増額が主な要因であります。

次に、７ページ、８ページをごらんください。

１６款寄附金の収入済額は３，６９４万７，００１円で、前年度と比較して５０１万７，００１円の増額であります。教育費寄附金及び農林水産業費寄附金の増額が主な要因であります。

１７款繰入金の収入済額は９億９５２万７９３円で、前年度と比較して１億２，３２７万３，０４８円の増額であります。これは、財政調整基金繰入金の増減額によるものが主な要因であります。詳細は備考欄に記載のとおりであります。

１８款繰越金の収入済額は３億１，３９６万５，９０２円で、前年度からの繰越金であります。

１９款諸収入の収入済額は１億３，２７２万９，７６２円で、前年度と比較して４，９３６万１，０２６円の減額であります。これは、総務費受託事業収入及び雑入が主な要因であります。不納欠損額は１，６８７万５１６円で、内容は、地域産業創設支援事業補助金交付金決定取り消しに係る返還金不納欠損処分で１，６６２万６，２６６円、生活保護法第６３条及び第７８条による返還金の不納欠損処分が２４万４，２５０円であります。収入未済額は４６３万６４３６円で、内容は、奨学資金貸付金返還金が２３２万７，５００円、生活保護法第６３条及び第７８条による返還金が２３０万８，９３６円であります。

２０款市債の収入済額は１０億４，８７０万で、前年度と比較して４，６５０万円の減額であります。科目別の詳細は備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額１１３億１，８０３万８，０００円に對しまして、調定額１１３億８，３６７万６，７６０円、収入済額は１１１億６，５５９万４，０１０円で、前年度と比較して５億５，１８５万４，９５６円の増額、

率にして５．２％の増額となりました。不納欠損額の計は３，６９８万８，３００円で、収入済額の計は１億８，１０９万４，６２０円であります。なお、収入未済の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は９８．６％、調定に対する収入割合は９８．０％となりました。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額５０万以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の３５ページから４０ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、９ページ、１０ページをごらんください。

一般会計の歳出款別決算調であります。

歳入同様、主なものにつきまして御説明いたします。なお、この表の備考欄には支出済額の前年度との比較増減などを記載しておりますので、御参照ください。

１款議会費は、支出済額１億３，５８９万６，７３４円で、前年度と比較しまして１，６４６万７，５３６円の減額となっております。議員報酬等や職員人件費の減額などによるものであります。執行率は９６．５％となりました。

２款総務費は、支出済額２４億１，３１０万４，７４１円で、前年度と比較して６，５３３万８，８７８円の増額であります。増額となった主な要因は、備考欄に記載のとおり、総務管理費における財産管理費、防災費及び選挙費などの増額と、一般管理費、企画費、諸費などの減額との相殺によるものであります。翌年度繰越額７４７万５，０００円、この内訳は、ホームページ構築業務委託料３７５万９，０００円、ホームページデザイン業務委託料８８万２，０００円、尾鷲小学校中村山避難路整備事業１５０万円、オリジナルナンバープレート作成業務委託料１３３万４，０００円であります。執行率は９８．４％となりました。

３款民生費は、支出済額２８億９，３４３万８，４２２円で、前年度と比較して１，７２８万９，１４２円の減額であります。この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費、子ども医療費の増額と、老人福祉費や生活保護における減額との相殺によるものであります。執行率は９６．９％となりました。

４款衛生費は、支出済額１５億１，７５４万９，４３０円で、前年度と比較して１億９，６９０万４，４７４円の増額であります。この主な要因は、清掃費における塵芥収集費、し尿処理費、上水道費などの増額と、清掃総務費や塵芥収集費などの減額との相殺によるものであります。執行率は９７．４％であります。

次に、１１ページ、１２ページをごらんください。

５款農林水産業費は、支出済額３億９,９０２万３,５９２円で、前年度と比較して９,８７６万６,１５５円の減額であります。この主な要因は、農業費、山林事業費などの増額と、水産業費における水産振興費などの減額との相殺によるものであります。翌年度繰越金９,８８４万５,０００円の内訳は、森林環境創造事業７６２万４,０００円に、美しい森林づくり基盤整備事業３,１１２万３,０００円、水産基盤ストックマネジメント事業６,００９万８,０００円であります。執行率は７８.１％となりました。

６款商工費は、支出済額１億７,９５９万７３７円で、前年度と比較して３,５１６万６,３５７円の増額であります。この主な要因は、商工費における観光費の増額によるものであります。執行率は９１.４％となりました。

７款土木費は、支出済額が２億８,０２９万６５５円で、前年度と比較して２,９０３万２,６９８円の減額であります。この主な要因は、道路橋梁費などにおける道路維持費、都市計画費などの増額と、土木管理費、道路橋梁費における道路橋梁総務費、道路新設改良費、住宅費などの減額との相殺によるものであります。執行率は８７.０％となりました。

８款消防費は、支出済額４億７,５６６万４,８９９円で、前年度と比較して９７１万６,６３０円の減額であります。この主な要因は、非常備消防費の減額などによるもので、執行率は９９.５％となりました。

９款教育費は、支出済額１２億８,３５４万２,１７７円で、前年度と比較して４億５,４４４万３,３０６円の増額であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費などの増額によるものであります。翌年度繰越額の９５０万円は、この内訳は、温水プール整備事業１００万、尾鷲小学校中村山避難路整備事業の８５０万円であります。執行率は８４.３％となりました。

次に、１３、１４ページをごらんください。

１０款災害復旧費は、不執行であります。前年度と比較して４,４９２万５,９６６円の減額であります。執行率は０.０％となりました。

１１款公債費は、支出済額１１億４,７３５万２,３９５円で、前年度と比較して１億９９８万２１８円の減額であります。この主な要因は、償還元金の減額であります。執行率は９９.９％となりました。

１２款予備費は、不執行であります。

次に、歳出合計を見ていただきたいと思います。

予算現額 113 億 1,803 万 8,000 円に対し、支出済額は 107 億 2,545 万 3,192 円で、前年度と比較して 4 億 2,568 万 40 円の増額、率にしまして 4.1%増額しました。翌年度繰越額は 1 億 5,327 万 6,000 円、不用額は 4 億 3,930 万 8,808 円で、執行率は 94.7%となりました。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で 50 万以上のものにつきましては、先ほども言ったんですけど、その主な理由を 41 ページから 48 ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15 ページをごらんください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフであらわしたものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、第 1 位は地方交付税で 31.5%、第 2 位は市税で 20.8%、第 3 位は国庫支出金で 15.1%で、第 4 位以降の順位につきましては記載のとおりでございます。なお、括弧書きの数字は前年度の構成比であります。

次に、16 ページの歳出の構成比でございますが、第 1 位は民生費 27.0%、第 2 位は総務費の 22.5%、第 3 位は衛生費の 14.1%で、第 4 位以降の順位につきましては記載のとおりであります。

次に、17 ページをごらんください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものでございます。決算額の合計 107 億 2,545 万 3,000 円のうち、義務的経費は 45 億 1,654 万 4,000 円で、全体の 42.1%を占めております。前年度と比較しまして 2 億 2,324 万 6,000 円の減額であります。

次に、投資的経費は 15 億 9,093 万 8,000 円で、前年度と比較しまして 7 億 1,240 万 1,000 円の増額であります。構成比は 14.8%であります。

次に、その他の経費でございますが、46 億 1,797 万 1,000 円で、前年度と比較して 6,347 万 5,000 円の減額であります。構成比は全体の 43.1%であります。

なお、この性質別経費を円グラフであらわしたものが、18 ページに記載してあります。

次に、19、20 ページをごらんください。

この表は、平成 10 年度から、国保、老人保健、後期高齢、公共下水道各特別会計の繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合への負担金についての支出状況をまとめたものであります。

19 ページ、繰出金、下から 2 段目の平成 25 年度の欄をごらんください。

国保、後期高齢、公共下水各特別会計の繰出金は、それぞれ記載のとおり、合計 5 億 5,502 万 7,000 円であります。

20 ページ、負担金の平成 25 年度の欄をごらんください。

病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合への負担金は合計 12 億 3,722 万 4,000 円であります。繰出金と負担金の合計は 17 億 9,225 万 1,000 円で、これを前年度と比較しますと 4,405 万 2,000 円の増額となりました。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について御説明申し上げます。

21、22 ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算調であります。

1 款国民健康保険税は、予算現額 4 億 8,552 万 9,000 円に対し、調定額は 6 億 486 万 5,847 円、収入済額は 4 億 9,129 万 4,243 円で、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の 15.7% を占めております。前年度比較は、2,533 万 8,796 円の減収であります。詳細は備考欄に記載のとおりであります。不納欠損額は 1,560 万 3,755 円で、前年度と比較しまして 204 万 2,229 円の減額であります。収入未済額は 9,796 万 7,849 円で、前年度より 1,384 万 198 円減少しております。収入率は 101.1%、収納率は 81.2% であります。収納率は前年度より 0.8 ポイント向上しております。

2 款国庫支出金の収入済額は 5 億 7,787 万 4,236 円で、前年度と比較して 4,814 万 7,061 円の増額であります。この主な要因は、療養給付費等負担金や財政調整交付金の増額であります。

3 款療養給付費等交付金は、収入済額 1 億 7,369 万 4,431 円で、前年度と比較して 7,953 万 4,624 円の減額となっております。

4 款前期高齢者交付金は、収入済額 8 億 5,532 万 9,143 円で、前年度と比較して 2,259 万 2,151 円の減額となっております。この交付金は、平成 25 年度概算交付金から前々年度の精算額を差し引きして算出されます。

5 款県支出金は、収入済額 1 億 3,815 万 8,133 円で、前年度と比較して 1,121 万 6,311 円の減額であります。この主な要因は、財政調整交付金の減額によるものであります。

6 款共同事業交付金は、収入済額 3 億 2,630 万 7,624 円で、前年度と比

較して3,362万39円の増額であります。

7款財産収入は、収入済額6万4,000円で、前年度と比較して3万5,000円増額しております。

8款繰入金は、収入済額3億6,028万7,602円で、前年度と比較して5,665万9,445円の増額であります。この主な要因は、国保財政調整基金の取り崩しによる繰入金であります。

次に、23、24ページをごらんください。

9款繰越金は、前年度からの繰越金2億154万2,024円であります。

10款諸収入は、収入済額1,344万2,638円で、主に交通事故等に係る第三者納付金や一般延滞金などの収入であります。前年度と比較して90万418円の減額であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額30億4,758万1,000円に対し、調定額32億5,156万5,678円、収入済額31億3,799万4,074円、不納欠損額1,560万3,755円、収入未済額9,796万7,849円となりました。収入率は102.9%、収納率は96.5%となりました。

次に、25、26ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算調であります。

1款総務費は、支出済額6,198万5,451円で、前年度と比較して465万7,449円の増額であります。この主な要因は、備考欄のとおり、総務管理費の増額などによるものであります。執行率は96.7%となりました。

2款保険給付費は、支出済額19億2,426万5,385円で、支出済額全体の65.6%を占めております。前年度と比較して5,926万4,279円の増額であります。この主な要因は、療養諸費による一般分療養給付費等の増額によるものであります。詳細は備考欄のとおり、執行率は95.5%となりました。

3款後期高齢者納付金等は、支出済額3億1,619万1,616円で、前年度と比較して1,200万5,903円の増額であります。この主な要因は、後期高齢者支援金の増額によるものであります。執行率は99.9%であります。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額31万3,724円で、前年度と比較して9,855円の増額となっており、執行率は98.6%となりました。

5款老人保健拠出金は、支出済額1万5,213円で、前年度と比較して2,028円の減額となっており、執行率は38.0%となりました。

6 款介護納付金は、支出済額 1 億 2,820 万 9,269 円で、前年度と比較して 146 万 7,032 円の増額であります。執行率は 99.9%となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 2 億 7,387 万 2,829 円で、前年度と比較して 2,327 万 4,759 円の増額であります。この拠出金は、市の医療費負担の平準化のため、高額な医療費に係る給付費について国保連合会が交付する交付金の財源とするものであります。執行率は 93.5%となりました。

次に、27、28 ページをごらんください。

8 款保健事業費は、支出済額 1,740 万 4,894 円で、前年度と比較して 96 万 8,864 円の減額であります。執行率は 91.3%となりました。

9 款公債費は、支出済額 2,880 万であります。平成 22 年度に三重県から借り入れた 1 億 4,400 万の償還金であります。執行率は 99.5%となりました。

10 款諸支出金は、支出済額 2,154 万 8,513 円で、前年度と比較して 9,421 万 1,336 円の減額であります。執行率は 92.1%となりました。

11 款基金積立金は、支出済額 1 億 5,969 万 8,000 円で、国保財政調整基金への積立金であります。前年度と比較して 3,985 万円の増額であります。

12 款予備費はありません。

以上、国民健康保険事業特別会計の支出合計は、予算現額 30 億 4,758 万 1,000 円に対しまして、支出済額 29 億 3,230 万 4,894 円で、前年度と比較して 4,534 万 7,049 円の増額、率にして 1.6%の増加となりました。不用額は 1 億 1,527 万 6,106 円、執行率は 96.2%となりました。

なお、歳入各節 50 万以上の比較増減額及び歳出の 50 万以上の不用額の理由につきましては、49 ページから 52 ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について御説明します。

29、30 ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は 1 億 7,139 万 5,942 円で、前年度と比較して 289 万 1,485 円の増額となっております。収入率は 100.7%、収納率は 98.5%となりました。不納欠損額は 39 万 7,881 円で、収入未済額は 207 万 8,721 円であります。

2 款繰入金の収入済額は 3 億 7,946 万 4,842 円で、前年度と比較して 7

25万6,843円増加しております。これは、一般会計からの前年度における事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金などの増額によるものです。

3款諸収入の収入済額は1,844万1,157円で、前年度と比較して418万314円の増額であります。

4款繰越金の収入済額は527万267円で、前年度の繰越金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額5億7,407万に対し、調定額は5億7,704万8,810円、収入済額は5億7,457万2,208円で、収入率は100%、収納率は99.5%となりました。

次に、31、32ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調でございます。

1款総務費の支出済額は1,072万6,663円で、前年度と比較して33万793円の増額となっております。執行率は95.3%です。

2款広域連合負担金、支出済額は5億3,472万3,132円で、支出総額の94.0%を占めております。前年度と比較して965万5,604円の増額となっております。

3款諸支出金の支出済額は2,369万5,983円で、一般会計への繰出金などであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額5億7,407万に対して、支出済額5億6,914万5,778円、不用額492万4,222円で、執行率は99.1%となりました。

なお、この歳入各節50万以上の比較増減額及び歳出の50万以上の不用額の理由につきましては、これは53ページから54ページにかけて記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要を説明いたします。

33、34ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

この特別会計につきましては、収入済額、支出済額、いずれも同額の276万5,070円であります。

歳入の1款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の1款公債費の支出済額は市債償還元金及び償還金利子で、不用額は930円、収入率、執行率はともに99.9%となりました。

以上、平成25年度尾鷲市一般会計及び三つの特別会計の歳入歳出決算の概要

について御説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書を別途添付しておりますので、後ほど御参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして御説明いたしますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） ただいまの会計管理者からの説明の中で「そうさつ」とありましたけれども、「そうさい」に訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後１時１０分から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

〔休憩 午後 ０時０４分〕

〔再開 午後 １時０９分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（諦乗正君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） それでは、議案第４６号「平成２５年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、御説明申し上げます。

まず、決算の説明に入ります前に、平成２５年度の病院利用状況について御説明申し上げます。

お手元の尾鷲市病院事業会計決算書の１７ページをごらんください。

平成２５年度の入院患者数は延べ７万６,０６３人で、うち一般病床５万８,５１５人、療養病床が１万７,５４８人で、前年度と比較しますと１,６４３人減少いたしました。また、外来患者数は延べ１１万１,３２１人で、前年度と比較いたしますと２,６９８人増加いたしました。

また、病床利用率は、一般病床の病床数１９９床に対しまして８０．６％、療養病床の病床数５６床に対しまして８５．９％で、全体の病床利用率は８１．７％と、前年度に比べ１．８ポイント減少しております。

次に、１８ページをごらんください。

診療科別患者数は、入院で、呼吸器外科が３５６人、整形外科が７６３人、産婦人科が１９０人増加しておりますが、内科が９６６人、外科が１,６０９人、小児科が５９人、眼科が６４人、皮膚科が１６１人、泌尿器科が９３人減少して

おります。

また、外来は、神経内科が22人、呼吸器外科が129人、脳外科が15人、整形外科が461人、小児科が328人、産婦人科が72人、眼科が172人、皮膚科が2,021人、泌尿器科が594人、放射線科が333人増加しておりますが、内科は1,287人、外科が68人、耳鼻咽喉科が76人、精神科が18人、それぞれ減少しております。

それでは、平成25年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について御説明いたします。

1ページ、2ページをごらんください。

本年度の決算状況は、事業収益42億8,284万7,977円、事業費用45億6,807万603円で、本年度の事業結果として2億8,522万2,626円の損失を計上しております。

収益的収入及び支出につきましては、まず収入が、第1款病院事業収益の予算額43億361万8,000円に対し、決算額42億8,284万7,977円で2,077万23円の予算未達となり、予算額に対する収入率は99.5%となりました。

支出は、第1款病院事業費用で、予算額46億2,921万8,000円に対し、決算額45億6,807万603円で、不用額6,114万7,397円が生じ、予算額に対する執行率は98.7%となっております。

この報告書の各項の説明につきましては、後ほど損益計算書で御説明いたします。

次に、3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

まず、収入は、第1款資本的収入の予算額2億3,484万9,000円に対し、決算額は2億2,618万円で866万9,000円の予算未達となり、予算額に対する収入率は96.3%となっております。

次に、支出、第1款資本的支出、予算額3億5,533万6,000円に対し、決算額は3億4,600万409円で、不用額933万5,591円が生じ、予算額に対する執行率は97.4%となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,982万409円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8万9,833円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,973万576円で補填いたしました。

た。

続きまして、5、6ページをごらんください。

損益計算書について御説明いたします。

医業収益は40億3,187万8,199円で、医業費用は44億2,013万7,641円で、医業損失3億8,825万9,442円が生じました。

次に、医業外収益は2億4,349万4,334円、医業外費用は1億9,065万4,805円で、医業外収支は5,283万9,529円の利益が生じました。

医業損失に、この額を差し引いた3億3,541万9,913円を経常損失として計上しております。

特別利益は30万6,082円、特別損失は221万520円で、当年度純損失は3億3,732万4,351円となりました。この額に、前年度繰越欠損金44億7,575万2,442円を加えた当年度末処理欠損金は48億1,307万6,793円となり、翌年度に繰り越されるものであります。

続きまして、7、8ページをごらんください。

剰余金計算書について御説明いたします。

資本金は、前年度処分額の発生はありませんが、当年度変動額がマイナス2億3,611万587円で、当年度末残高35億8,750万8,419円となりました。

次に、資本剰余金の国県補助金につきましては、前年度処分額の発生はありませんが、当年度変動額は91万6,000円で、当年度末残高は8億2,756万1,000円となりました。

受贈財産評価額につきましては、前年度処分額の発生、当年度変動額もなく、当年度末残高は6,453万4,320円となりました。

寄附金につきましては、前年度処分額の発生はありませんが、当年度変動額は3万円で、当年度末残高は1,774万8,000円となりました。

その他、資本剰余金につきましては、前年度処分額の発生はありませんが、当年度変動額1億7,353万4,000円で、当年度末残高は44億6,980万5,936円となりました。

これらの当年度末残高を合計した額53億7,964万9,256円が当年度末資本剰余金残高となります。

次に、利益剰余金につきましては、前年度末残高は変動ありませんが、当年度変動額はマイナス3億3,732万4,351円で、当年度末残高はマイナス48

億1,307万6,793円となりました。これは、先ほど損益計算書で御説明したとおりであります。

7ページの欠損金処理計算書について御説明いたします。

いずれも当年度処分額の発生はありませんので、資本金の処分後残高は35億8,750万8,419円、資本剰余金の処分後残高は53億7,964万9,256円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス48億1,307万6,793円となりました。これは、先ほど損益計算書で御説明したとおり、当年度末未処理欠損金として同額を翌年度に繰り越しするものであります。

続きまして、9ページから11ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部であります。1、固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた残高、有形固定資産合計は37億5,807万3,068円であります。(2)無形固定資産は、327万9,200円であります。(3)投資につきましては2,224万2,670円で、これら固定資産合計は37億8,359万4,938円であります。

次に、2、流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品を合わせて7億8,694万1,892円であります。

10ページをごらんください。

3、繰延勘定は、(1)控除対象外消費税が2,112万3,492円で、固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせた資産合計は45億9,166万322円あります。

続きまして、負債の部であります。

4、固定負債はございません。

5、流動負債につきましては、(1)一時借入金は1億5,000万円あります。(2)未払金は2億6,771万7,751円あります。(3)その他流動負債は1,986万1,689円で、流動負債合計は4億3,757万9,440円となっております。

負債の部の合計は、流動負債合計と同額の4億3,757万9,440円あります。

次に、資本の部であります。

6、資本金につきましては、(1)自己資本金は、前年度と同額の2億85万6,095円です。(2)借入資本金は、全額が企業債で33億8,665万2,

３２４円となっております。

資本金合計は３５億８，７５０万８，４１９円であります。

７、剰余金に関しては、（１）資本剰余金の国県補助金、受贈財産評価額、寄附金、その他資本剰余金を合計いたしまして５３億７，９６４万９，２５６円であります。

１１ページをごらんください。

（２）欠損金であります。欠損金合計は、イ、当年度末処理欠損金と同額の４８億１，３０７万６，７９３円となり、これを資本剰余金から差し引いた額５億６，６５７万２，４６３円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金の合計、資本の部の合計額は４１億５，４０８万８８２円、負債の部と合わせた負債資本合計は４５億９，１６６万３２２円となり、先ほど資産の部で説明した資産合計額と一致しております。

以上が平成２５年度尾鷲市病院事業会計の決算説明であります。

なお、決算書の１２ページ以降、決算附属資料を掲載しておりますので、御参照の上、よろしく御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、水道事業の説明を受けたいと思います。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議案第４７号「平成２５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきましては、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、御説明いたします。

まず、議案の説明に入る前に、平成２５年度の水道事業の概況について御説明いたします。

平成２５年度尾鷲市水道事業会計決算書の１１ページをごらんください。

平成２５年度の給水戸数は９，８３２戸で、前年度に比べて８３戸の減であり、普及率は９９．８％であります。年間総給水量は４２１万７，１２２立方メートル、前年度と比較すると、給水量で１７万５，３４５立方メートルの減、有収水量で８万５，８１７立方メートルの減となっております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において馬越町地内送配水管布設がえ工事及び伏流水２号井取水ポンプ取りかえ工事を実施いたしました。また、新桂山配水池更新事業では、配水池築造工事及び配水池築造工事監理業務委託等

を実施いたしました。簡易水道においては、須賀利・三木浦地内の配水管布設がえ工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、事業収益５億７,７６６万４２５円に対し、事業費用５億１,８２万４,２５７円で、差し引き７,５８３万６,１６８円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

決算書の１ページをごらんください。

(１) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第１款水道事業収益、予算額６億１,１４７万１,０００円に対し、決算額は６億１,４５９万６１５円で、予算額を３１１万９,６１５円上回っております。また、第２項営業外収益の決算額２,１２０万５,８１３円でございますが、この決算額から備考欄にある消費税額２０円を差し引いた額が、５ページの損益計算書の３、営業外収益の額と８７６万４３１円の差異があります。これは、消費税確定申告による消費税還付金の影響と、消費税の納税計算上の差額と、貸し倒れに係る消費税等が税額控除となっているためであります。この税額控除は企業内部に留保されるもので、決算報告書には記載せず、損益計算書では雑収益として計上しております。

次に、支出の第１款水道事業費用、予算額５億２,１１６万８,０００円に対し、決算額は５億８８３万７,５９８円で、１,２３３万４０２円の不用額が生じております。

続きまして、３ページの(２)資本的収入及び支出につきましては、収入の第１款資本的収入、予算額６億５,４０７万６,０００円に対し、決算額は６億５,４７８万９,８１３円で、予算額より７１万３,８１３円上回っております。

次に、支出の第１款資本的支出、予算額８億９,３３７万７,０００円に対し、決算額は８億８,７３０万５,５９１円であり、不用額は６０７万１,４０９円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額２億３,２５１万５,７７８円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２,９８１万８,４３７円、過年度分損益勘定留保資金５,５２３万３,３８４円、当年度分損益勘定留保資金１億４,７４６万３,９５７円で補填いたしました。

次に、５ページの損益計算書をごらんください。

１、営業収益５億６,５２１万５,０６３円から２、営業費用４億２,９８０万

7,005円を差し引いた1億3,540万8,058円が営業利益で、これに3、営業外収益1,244万5,362円を加え、4、営業外費用7,117万9,046円を減額しますと、経常利益7,667万4,374円となります。この経常利益に5、特別損失83万8,206円を加味した7,583万6,168円が当年度純利益で、前年度繰越利益剰余金5,380万8,018円を加えた1億2,964万4,186円が当年度末処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をごらんください。

自己資本金の当年度末残高は11億8,472万1,324円となっており、借入資本金の当年度変動額3億9,707万4,653円は、企業債の借入額及び償還額の差額であり、借入資本金の当年度末残高は38億1,310万6,355円となります。

資本剰余金の部では、工事負担金の当年度変動額430万円は、給水加入金であります。

国県補助金の当年度変動額2,810万8,386円は、水道水源開発等施設整備費国庫補助金収入と補助金に係る消費税相当額の返還等によるものであります。

他会計補助金の当年度変動額2,542万2,725円は、簡易水道起債償還元金に対する補助金収入等であります。

受贈財産評価額の当年度の増減はなく、前年度末残高と同額となります。

その他資本剰余金の当年度変動額91万6,626円は、消火栓設置負担金収入等であります。

資本剰余金の当年度末残高は13億7,837万6,630円となります。

利益剰余金の部では、減債積立金は前年度処分額の8,002万1,949円を加えた3億2,523万2,949円が当年度末残高となり、建設改良積立金は前年度末残高と同額となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度末処分利益剰余金1億2,964万4,186円で、利益剰余金合計は5億3,131万3,091円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）をごらんください。

平成24年4月1日に施行されました地方公営企業法の一部改正により、従来からありました法定積立金の積立義務が廃止され、利益を処分する場合は、条例の定めるところ、または議会の議決により行うことが可能になったため、本議案

において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金１億２,９６４万４,１８６円のうち７,５８３万６,１６８円を減債積立金とし、残額の５,３８０万８,０１８円を翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、貸借対照表の８ページと９ページをごらんください。

資産の部、固定資産の（１）有形固定資産合計は６３億６９４万６,９９８円で、これに（２）無形固定資産合計７３万９,７００円と（３）投資合計６万５,８２０円を加えた固定資産合計は６３億７７５万２,５１８円であります。

流動資産では、（１）現金預金から（５）その他流動資産までの流動資産合計は１５億５,０４４万７２６円で、繰延勘定合計２１８万７,２００円を加えた資産合計は７８億６,０３８万４４４円であります。

次ページ、負債の部では、固定負債合計は１億１,０７７万７,０２０円、流動負債合計は８億４,２０８万６,０２４円で、負債合計は９億５,２８６万３,０４４円であります。

資本の部では、資本金（１）自己資本金１１億８,４７２万１,３２４円、（２）借入資本金３８億１,３１０万６,３５５円で、資本金合計は４９億９,７８２万７,６７９円であります。

剰余金では、（１）資本剰余金合計は１３億７,８３７万６,６３０円、（２）利益剰余金合計は５億３,１３１万３,０９１円で、剰余金合計は１９億９６８万９,７２１円となり、これに資本金合計４９億９,７８２万７,６７９円を加えた資本合計は６９億７５１万７,４００円であり、負債資本合計は７８億６,０３８万４４４円となり、前ページの資産合計額と同額となります。

以上で平成２５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の説明といたします。

なお、決算書の１１ページから２７ページまで決算附属資料を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第１８、議案第４８号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議案第４８号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、玉本卓也氏の任期が平成２６年９月３０日をもって満了となりますので、教育行政に関し理解があり、実直、誠実で人格、識見もすぐれた方である森下龍美氏を新しく選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案につきましては、委員会への付託は省略することと決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。

日程第１８、議案第４８号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（村田幸隆議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第４８号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第１９、報告第９号「平成２２年度から平成２４年度までの決算に基づく健全化判断比率の修正に係る報告について」から日程第２２、報告第１２号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告４件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件について御説明いたします。

報告第９号「平成２２年度から平成２４年度までの決算に基づく健全化判断比率の修正に係る報告について」につきましては、実質公債費比率において、算入数値に錯誤があったため、数値の修正を行いましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により報告させていただくものであります。

次に、報告第１０号「平成２５年度健全化判断比率及び平成２５年度資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により報告させていただくものであります。詳細につきましては、７２ページのとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公益企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、報告第１１号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成２５年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告第１２号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、平成２６年８月１６日、午後８時０分ごろ、尾鷲市ＪＲ三木里駅前の市道において、くぼみができていたが、夜間、照明の明かりがそのくぼみまで届いておらず、くぼみの存在に気づかず足をとられ転倒し、手に持っていた携帯電話を破損したことによるものであります。このことから、平成２６年８月２２日に損害賠償額を４,８６０円と決定すべく、地方自治法第１８０条第１項の規定

により専決処分したものであり、同条第２項の規定により報告するものであります。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（川口清君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（川口清君） それでは、報告第１１号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成２５年度事業報告及び決算について」、御説明いたします。

この報告は、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき報告するものであります。

平成２５年度事業報告及び決算の１ページをごらんください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、基本財産、事業内容、役員構成が記載されており、これに基づき運営しております。

２ページ、３ページには、平成２５年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、４ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計３万６,９２４人で、昨年度と比べ８,６９６人の増となっております。大ホールが４,４３５人の増で、小ホールは１,０５７人の増となっております。増の主な要因は、平成２５年１１月２７日から１２月１日まで実施した文化会館２０周年記念事業によるものであります。

次に、５ページには催し物別利用状況を記載させていただいております。

次に、６ページ、７ページをごらんください。

これは、本振興会が主催した事業であります。

コンサート、映画、せぎやま倶楽部の発表会、それに平成２５年度は尾鷲節コンクールと文化会館２０周年記念事業及び夢舞台発表会を行い、計１４回の事業を実施しております。

次に、８ページ、９ページの貸借対照表をごらんください。

Ⅰ、資産の部ですが、１、流動資産と２、固定資産を合計した資産合計は４,９９２万７,５７５円で、Ⅱ、負債の部では、１、流動負債と２、固定負債を合計した負債合計が１,０６９万５８３円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額３,９２３万６,９９２円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と

資産合計が一致するものであります。

次に、１０ページの正味財産増減計算書をごらんください。

（１）経常利益の内訳は、①基本財産運用益が１万２,０６４円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が１,５８６万３,５０５円で、内訳といたしまして、入場料収益が９１８万９,１６３円、刊行物等販売収益が２４万４,４９２円、これは、自販機売捌料及び刊行物等物販手数料であります。貸館利用料収益が６４２万９,８５０円となっております。

次に、③雑収益は、公衆電話通話料等の３,０７０円であります。

④管理受託収益は４,８９９万円。これは、尾鷲市と委託契約に基づく受託費収益であります。

以上、経常収益計は６,４８６万８,６３９円であります。

次に、（２）経常費用の①事業費をごらんください。

このうち主な事業経費といたしましては、給料手当６７７万７,６７０円は職員１名分の給料、臨時雇用賃金７３３万８,５４６円は嘱託職員３名分の賃金、福利厚生費２１８万２,６１７円は職員１名、嘱託職員３名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費９０７万７,３０８円、賃借料２０５万９,４９２円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費２,５０３万３,６９３円は、自主事業公演委託料等であります。

手数料２０３万５,１６２円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費計は５,８３３万５,２９７円となります。

次に、１１ページの②管理費をごらんください。

この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なものは、臨時雇用賃金２３１万５,３３９円は、嘱託職員１名分の賃金であります。

次に、委託費１４３万５,０４５円は、会館保守管理業務委託費であります。

経常費用計につきましては６,４３１万３,２１７円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額５５万５,４２２円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から未払法人税等３２万８,９００円を差し引いた２２万６,５２２円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高３,９０１万４７０円を加えますと、一般正味財産期末残高は

3,923万6,992円となり、9ページ貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、13ページから15ページまでは、先ほど説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成24年度までは法人会計のみの経理でよかったものが、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲節コンクール等の共催事業並びに貸し館事業ではありますが、教育委員会が実施している成人式等も公益目的事業として取り扱われております。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることが条件となっています。平成25年度の公益比率は82.1%ですので、公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額よりも、経常費用計の金額が上回ることが必要であります。これは、13ページの経常収益計が5,153万5,422円に対しまして、14ページの経常費用計が5,280万8,665円であり、127万3,243円上回っていますので、条件を満たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、貸し館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理に係る会計であります。

次に、16ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ごらんの金融機関に預貯金されております。特定資産の当期増加額は72万5,850円で、当期末残高合計は4,652万2,334円となります。

次に、17ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、18ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I、資産の部では、流動資産合計278万4,716円と固定資産合計4,714万2,859円を合わせた資産合計は4,992万7,575円であります。II、負債の部では、19ページにまたがりませんが、流動負債合計151万1,618円と固定負債合計917万8,965円を合わせた負債合計は1,069万583

円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,923万6,992円となります。

次に、20ページには、6月10日に実施しました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成25年度事業報告及び決算について」の説明とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 通告いたしておりますとおり質疑を行います。

報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成25年度事業報告及び決算について」、質疑を行いたいと思います。

ただいま生涯学習課長のほうから決算内容の説明がありましたけれども、その中で、これまでは一般の財団法人から、25年度は公益財団法人に変わったということで、経理内容が変わったというお話がありましたけれども、それはよくわかります。わかりますけれども、6月10日に監査を行ったという報告書がありますけれども、現在、監査は2名体制でやっておりますよね、文化振興会。それで、なぜ単独で1人でやったかという疑問がありますのでね。大体監査というのは複数でやって、お互いに監査をする中で監督し合って、それが適切かどうかということをするわけでしょう。それを1人でやっているということには、ちょっと僕としては腑に落ちん。どうして2名体制の中で、業務報告書の1ページに監事2名と書いてありますね、これ。それなのに1名でやっておるという経緯をまず説明してください。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 御質問にお答えいたします。

尾鷲文化振興会の平成25年度の決算監査につきましては平成26年6月10日に実施しましたが、監事1名が監査日に欠席したことから、監事1名により決算書を作成したものであります。

文化振興会の定款では、監事につきましては2名以内と規定されておりますので、監事1名でも違反ではありませんが、本来の監査の性格から考えますと2名で行うべきと認識いたしておりますので、監事1名での決算書作成については指

導すべきであったと反省しております。

なお、この決算書につきましては、文化振興会評議員会及び三重県の監査において承認されておりますので申し添えます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 市長にお伺いいたしますけれども、文化振興会は、皆さん御承知のように市が出捐金を3,000万出して、基本財産で運営しておりますね。過去にいろんなことがあって指定管理制度になって、今現在4,899万かな、委託費用を出して運営をしておるわけですが、ほとんど公金で運営しておるんでしょう。そういう多額の公金で運営しておる文化振興会が、監査を1名でやるということについて市長はどうお考えですか。

私は、なぜこれを言いますかといいますと、過去に、言いたくはないですけど、過去に不幸な事件があったでしょう、当時の新聞を持っておりますけれども。業務上横領とか、それからチケットの販売かな、そういうのが不正されてという、そういういろんな過去の流れの中で、監査を1人でやるということは異常ですよ、こういう過去の経緯を踏まえて。ですから、市長、どうですか。1名でやったということについて。市長としての考え方はどうなのかをお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 三鬼議員のおっしゃるとおり、監査の意味合いからして、やはり複数で監査するのが望ましいと思われまますので。たまたま今回は1名が欠席して1名で監査をしたということではありますが、別に日程をずらしても監査することは可能であると思われまますので、今後、そういうことのないように、複数での監査を徹底させたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 市長の答弁はそれでよろしいかなと思いますけれども、公益財団法人の決算報告の中で、平成16年の10月に20年ぶりに会計基準が変わっておるわけですね。その中で、6月議会に予算計上がありましたけれども、予算の場合は収支予算書の作成と、決算の場合は収支計算書の提出が義務づけられておりますね、これ、持っておりますけれども。今回、この収支計算が出ていないということはどういうことですか。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 文化振興会から事業報告決算で受け取りました書類がこの書類でございます。収支計算書については添付されておりません。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 添付されておらんということは、公益財団法人の会計基準の中で提出せよということになっておりますので、それは改めて作成して議会に示す必要があるんじゃないですか。その辺のところの認識と、それで、市長、監査員のもう一名の方、欠席されておるということですが、これまで、充て職かどうか分かりませんが、市の出納室長ですか、これまで監査してきておりましたね、ずっと。今回、出納室長が3月の人事異動でかわった。その関係が大いにあるんじゃないですか、1人で監査したということについては。ですから、市長の、そういう市の幹部職員の人事にも大きな影響が、これ、あるんじゃないかと僕は思うんですけど、その辺の認識はどうですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） この監事につきましては、従来充て職で出納室長がなっていたようでありまして、その人事案件とは直接は関係ないのではないかなと思いますけれども。異動によってかわりましたけれども、引き続き監事として依頼していたということのように聞いております。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） なっていたのだというような認識を持っていますけれども、市長は、それは今まできちっと認識しておらなんだかな。そうすると、現在の監査委員というのは、ちょっと質疑から外れるかわかりませんが参考までに、今現在、監査委員はまだ1名体制なの。出納室長がかわられて、その後、補充しておるんですか、監査委員は。それはいつやられておるの。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 監査委員の交代につきましては、前監査委員が平成26年6月25日に辞任いたしております。

あと、後任につきましては、平成26年6月26日に就任しております。

以上でございます。

（「6月のいつと言った」と呼ぶ者あり）

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 6月の26日に就任しております。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 公益財団法人文化振興会は3月決算ですから、3カ月以内

にやったらよろしいんですよね、監査とか総会は。ですから6月の末が期限なんやけれども、この程度の規模の監査だったら、新しい監査がついてから2人でできたんじゃないんですか。当然、3月の人事異動で当時の出納室長が環境課長になって、その後いろいろ問題があったようですけれども、そのときから本人が監査できないような報告があったというようなお話を聞いておるけれども、当然、そのときに文化振興会はきちっと監査の補充をしなければならないのは当然でしょう。ですから、そういう手続の問題にも問題があるし、後任の監査委員の人にもっと、教育委員会が所管ですから、市長は最高責任者ですけれども、なぜ早く指導していなかったんですか。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 1名になってしまったのは、6月10日に欠席されたということが一番の原因なんですけれども、本来、文化振興会にあって、当然2名で監査すべきものと思っております。そういった努力を怠っていたことは間違いないと思いますので、その辺は十分指導していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 今、余り追及はしませんけれども、この公益財団法人の認可というのは県の管轄なんですね、県の。そういう中で、副市長さん、県から出向されていていろいろあると思いますけれども、県の職員ですからね、身分は。こういうことについて、この文化振興会の監査を1人で行うということについて、どういう認識を持っておられます。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 先ほども生涯学習課長のほうから話がありましたけれども、一応、県のほうは、今回の監査については承認したというふうなことは聞いております。

ただ、より望ましい方法は何だったかという場合を考えた場合に、やはり2名体制で行うべきであったのかなというふうに考えております。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 後任の監査委員が1人また選ばれたわけですね。2名体制ですね、現在は。そうすると、新しい監査委員さんが入った中で、再度この25年度の決算について監査をやり直すというあれはお持ちですか。市がそういう指

導をするという、市長、あります。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 三重県の承認も受けていると聞いていますので、今回については、反省はあるものの、今回については1名の監査で。今後について、こんなことのないように指導を徹底したいと思います。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に御質疑、ございませんか。

11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 報告第9号「平成22年度から平成24年度までの決算に基づく健全化判断比率の修正に係る報告について」、通告しておりませんけれども、少し質疑させていただきます。

本当は質疑するつもりはなかったんですけども、先ほど、市長の報告の中で、この実質公債費比率の間違いについては、算入数値に錯誤があったため数値の修正を行いましたので報告させていただくものでありますという形で、非常にそっけない説明でございました。私は、もっとしっかりした説明をいただけるのかなというふうに思っていたんですけども。

それで、ちょっとお伺いしたいんですが、なぜ3年間にわたって。実質公債費比率というのは非常に重要な指標でございます。高くなれば高くなるほど財政が厳しいという状況を示す指標でございますけれども、18%を超えてくると一定の起債の制限がかかってくるというような、非常に重要な指標でございます。それにつきまして、20年、21年が11%、それが実際には22年度11.5%、23年度が11.8%、24年度が12%というふうに、どんどんどん数値が上がっていますね。上がっているということは、財政がどんどん悪くなっているということだと思いますけれども、この3年間、それが、平成22年度10.7、23年度10.8、さらに、去年、私もおかしいと思って監査室にも聞きましたけれども、10.2という形で数値を低く報告してしまして、県や国にも、これ、報告していると思いますけれども、ある意味、企業でいうと粉飾決算みたいな形で、いいような報告をしていたというようにとれると思うんですけども、なぜこれが、算入数値に錯誤があったのか。そして、どういう経緯で間違いがなかったのか、それを教えてください。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君）　ただいまの奥田議員の御質問に対してお答えいたします。

数値の誤りが発見されたのは、８月の今年度の実質公債費比率等を県に報告した折に、県のほうから数値に誤りがあるのではないかという疑義がありまして確認をしたところ、数値の誤りが発見されております。

数値の誤りの内容につきましては、実質公債費比率の計算における元利償還金等に充てられる特定財源、この部分に、本来は充てられるべきではない特定財源を計算上数値を入力してしまっている誤りとなっております。

先ほど奥田議員のほうからも話がありましたとおり、実質公債費比率というのは、財政の数値をあらわす大変重要な指標となっております。その部分について数値の誤りがあったことについては大変申しわけなく思っており、おわび申し上げたいと思います。申しわけありませんでした。

その中で、この３カ年の数値の１０．７、１０．８、１０．２の部分につきましては、財政課としても財政が好転しているというふうな認識は持っておりませんでした。

確かに、元利償還金の特定財源の部分にダブリといいますか、二重に数値を入力した部分について、この特定財源につきましては、繰り上げ償還に係る部分の特定財源のものとなっております。繰り上げ償還は通常余り出るものではないものですから、そこについて、制度に対しての認識不足がありました。その中で、繰り上げ償還が発生した折にはこういうふうに数値が下がってしまうだろうと、それも３カ年平均数値ということで、あくまで臨時的な、部分的に下がっただけで、財政の大変苦しい状況については変化がないという認識をしておりました。

以上です。

議長（村田幸隆議員）　１１番、奥田議員。

１１番（奥田尚佳議員）　単なる計算間違いだと思いますので、これ以上、いろいろ申し上げるつもりはないですけれども、ただ、今、課長言われたように、別に数値が下がっても、下がるということは好転しているということなんですけれども、好転しているというふうな認識は持っていなくて、財政は依然として厳しい状況であるという認識は持っていたというお答えではございましたけど、ただ、市長にちょっとお伺いしたんですけれども、今年度末の予想だと、１１０億円の借金、これ、尾鷲市制始まって最高の市債残高になると思うんですけれども、そういう状況の中で、この数値が、実質公債費比率が下がるはずがないと僕は思うんですよね。だって、起債はどんどんふえていって、償還額はふえているわけですから。

ですから、この３年間の間、数値が低かったという認識をしていて、好転しているというような認識はなかったと言いながら、でも、実質公債費比率という非常に重要な指標が下がっているという数値を見せられたら、やっぱり、市長初め副市長もそうですと思いますけれども、尾鷲の財政は大丈夫なんだと、もっとどんどん借り入れしたって大丈夫なんだと。１８％を超えてくると本当に大変な状況になってきますけれども、ああ、尾鷲って、全然大丈夫やんかと、２０年、２１年の１１％に比べても低いやんかと、もっと、どんどん借り入れせよというような認識になっていたかもしれないと僕は思うわけなんですよね。かもしれないと。どうだかはわかりませんよ。でも、実際、こういう小さい数値が３年間並んでいたら、ああ、２０年、２１年よりもよくなっているんだという認識を持つのが普通だと思うんですよね。ですから、僕は、財政に対する誤った考えをどんどんしてきたんじゃないかという気がしてならないんです。だから、今期末だって１１０億を超えてくるという尾鷲市制始まって以来の最悪の状況になってくるとこのような気がしてならないんですよね。ですから、ぜひ、これ、今後この辺を気をつけてやっていただきたいと思うんですけれども。ちょっと一般質問みたいになってきてしまいますかね。

市長に一言、このケース。本当にさっきの説明にしても非常にそっけなかったですけど。そんなので僕はええのかなと。これ、市民に対してもうそをついていたし、県や国に対してもうそをついていたということになりますよね。尾鷲の財政はええんやと、大丈夫なんだということ。その辺の認識が僕は欠けているというふうに思ったので、急遽質疑させてもらったんですけれども、市長、一言。ちょっと済みません、一般質問みたいになってしまいました。

議長（村田幸隆議員）　市長。

市長（岩田昭人君）　うそをついていたという話ではなしに、間違いであったということ。それは大変大きな問題で、謝りたいと思います。

それから、数値が下がっているからといって、決して財政はよくなったというような認識は当然持っておりませんし、１１０億の市債残高についても、不必要なものをやっているわけじゃなしに、やらなければならないものをやっている結果がこういう結果になっております。それはもう重々、財政の厳しさは認識して、ふだんの段階から職員とともにどうしたらいいのかを議論しているところでありますので、御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員）　１１番、奥田議員。

1 1 番（奥田尚佳議員） くどく言うつもりはありませんけれども、市長はそうやって言われますけど、やはり僕が思うのは、財政計画が22年度はないというのが大きな要素だと思うんですよ。財政に対する意識が非常に市役所全体が低いということが言えるんじゃないかと。だから、こういう大事な指標に対して間違いが出てくるんじゃないかなという気がするのです。本当に、この辺、しっかり今後やっていただきたいということを申し上げて終わります。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 答弁はよろしいですか。

他にございませんか。

6 番、濱中議員。

6 番（濱中佳芳子議員） 通告しておりませんが、申しわけございません。報告第12号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」についてちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほどの報告の中にありました、この議案のほうにも説明が載っておりますけれども、今回のこの損害賠償というのは、壊れた携帯電話に対する修理代というふうにされております。

まあまあ、そんなに経験も深いわけではないんですけども、こういった事例は今まで余り聞いたことがないんですけども、行政というのは、とかく前例主義になるものですから、もしこれが、こういったケースの初めてであれば、これが前例になるのかなという思いでちょっと聞かせていただきたいんです。

交通事故であれば、警察による事故証明が出て、必ずその因果関係、市にどれだけの責任があるという因果関係がはっきりされる部分が出てくると思うんですけども、こういった、今回の事例のような場合の、この因果関係の証明などはどういうふうにしてとられるのか。今後こういった事例があったときに、こういったことで壊れた物品なんですという証明、自己申告、それでこういった損害賠償が発生することになるのかどうかの結構大事な事例になるのではないかなという気がしますので、そのあたりのガイドライン、どういうふうにされるのかというのを、まず御説明いただければと思います。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 今回の件につきましては、現場実態と、それと起こった出来事との因果関係等を含めて判断させていただきました。

基本的な考え方を申し上げますと、何でもかんでも補償するんだというんじゃ

なくて、基本は補償しないんだというふうに考えております。その中で、やはり市の管理に落ち度があったようなことが明らかであった場合は、今回の事例と同様なことをさせていただくこともあるのかなというような理解をしております。

議長（村田幸隆議員） 6 番、濱中議員。

6 番（濱中佳芳子議員） わかりました。やっぱり因果関係がはっきりするということは、今回のことも、現場の確認というのは市によってされているというふうに理解すればよろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） させていただきました。それで、早速、8月21日だったと記憶しているんですけども、修復したところでございます。

議長（村田幸隆議員） いいですか。

他にございませんか。

7 番、三鬼議員。

7 番（三鬼和昭議員） 最初の質疑の報告第11号のほうにちょっと戻らせていただくんですけど、財産目録の18ページをちょっと参考に2点ばかりお伺いしたいと思います。基本財産、特定資産の中に事業等積立預金というのがあるんですけど、これは、1年間の指定管理の中で事業をやった差額等がここに積み立てられるのかなとは認識しておるんですけど、これまで一般の財団法人ということで、市の外郭団体ということで、この金額についてはそんなに意識はなかったんですけど、公益財団法人となってから、指定管理料に対するこの差額というのか、あり方というのは非常に大事ではないかという中で、こういった事業等積立預金、年間のこの差額、収入と支出の差額、どの辺を目途に考えておられるのか御答弁願いたいというのと、もう一点は、その上の固定資産の中の基本財産がございしますが、これも、これまでは市の外郭団体という財団法人であったので出捐金というのが理解できますし、この財団のトップは副市長が務めるという、明らかに市が間接的な運営をしておるという経緯でしたが、公益財団法人ということになって、基本的には純粋に民間の方が組織されておるという中で、この出捐金というのは、もう市のほうに戻していただいてもいいのではないかと。あるいは、これ、指定管理なので、このまま持つておっても使い道というのか、この法人が指定管理以外のことをするわけなので意味があるのかなと思うんですけど、これについて、内部ではいろんな検討とかお考えとかはないんですか。3,000万、寝かせておくのはちょっともったいないように思うんですけど、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 三鬼議員、どなたにお尋ねになりました。

7 番（三鬼和昭議員） 御答弁できる方で結構です。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 質問要旨がちょっとわからなかったんですけども、基本財産の 3,000 万円の運用の関係でございいますか。

議長（村田幸隆議員） 7 番、三鬼議員。

7 番（三鬼和昭議員） 順番がちょっと変わりますが、市から出捐金として出しておる 3,000 万です。これまで一般の財団法人であったので、副市長が責任者という、市の外郭団体といっても間接的な運営、経営しているというような状況でございましたが、公益財団法人になったときに話も一度はさせていただいたんですけど、現在、こういった団体になって、この出捐金を市が出しておく必要があったのかなというのが 1 点。これ、ほとんど指定管理で事業をするわけですから、この金額が動くというふうなことはまずあり得ないという前提ですね。教育委員会が市と指定管理をしている関係では、この部分については何ら不必要ではないかなというのが 1 点なので、今後、これらについていろんな考え、これを解消するとか、そういったものはないのかというのが 1 点と、それから、年間の指定管理料を考えますと、その下の特定資産の中の事業等積立預金というのは、これ、指定管理の差額を積み立てていくという形になろうかと思うんですけど、収益的なこともやっていますので、公益的な意味合いでね、差額は出るのはあれですけど、例えばトータル 1,000 万ぐらいを目途にしていくとかといって、そのことによって指定管理料を変えるとか、事業の見方をするということもあろうかと思います。やみくもにここへ積み立てていったらええというものでもなかろうかと思うんですけど、指定管理料を検討する中において、この辺の、展というのかな、そういったものを考えながらやられておるのかどうか、この 2 点、お答えください。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川口清君） 先ほどの 3,000 万の出捐金の件でございます。一応、やはり公益財団法人の今現在は基本財産でございます。ただ、公益財団法人を運営していく中では、出捐金を市へ返還して、自分たちでそれなりの資産を出せば運営することも可能なんですけれども、その辺の話し合いは一切行っておりませんので、また一度文化振興会とはその辺の話はしてみたいなとは思っております。

あと、事業等の積立金も既に700万円近い金額になってきておりますので、これらの利用方法につきましても、一応文化振興会と検討はさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） 特に事業等積立預金については、きっちりルールづくりというのか、されておくほうがいいように思います。漠然とここに積立資産であり、事業等に補填する。確かに、年間においては指定管理の中で補填しなくてはいけないときも出てくるかわかりませんがね。例えば、買い物事業をしたときに、思ったほど客が入らなくて赤字がふえたということもあろうかと思っております。ただ、これは、頭を1,000万やったら1,000万の範囲ぐらいを目途にするのかどうかぐらいは、一定、簡易的なルールは申し合わせでつくっておくべきではないかと思っております。

特に、市長か副市長にお伺いしたいんですけど、公益財団法人となって、ほかのこともできるであろうと思うんですけど、この財団は、多分に文化会館の運営一本やりだと思うんですね。特に副市長がここの理事長を務めるという中で、そういった財産的なものも管理してやってきたわけですけど、今回のメンバーを見る限りは、公務員の方もいるようですけど、一定、民間の方に任せた法人をつくらせたということで、文化会館の事業のみをやっていくのであれば、こういった基本財産的なものは不必要ではないかなと。以前は市の外郭団体ということで、解散すれば市に戻るということがあって、現在でも解散すれば市に戻さなくてはいけないとは思いますが、ただ、出捐金をここへ置いておいても余り意味もないように思うんですけど。市としては、そういった、なけなしの金でいろんな事業をやられておるわけですけど、文化会館も、ある程度修理とかそういうこともしなくちゃいけない、備品を買わなくちゃいけないということもあろうかと思うんですけど、それも含めて、市として、文化会館の運営方針とともに、この出捐金等についても考えがあったら示していただきたいなと思うんですけど。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 同会館につきましては、私の就任する以前の24年度までは、確かに副市長のほうで理事長をしていたという話を伺っています。私が就任した以降については、就任したのは去年の8月なんですけれども、その前から、別の方が、充て職がよくないとか、当時もそういう話があったんですかね、そういう形の中で、公益財団法人化に伴って現行のような形をとっていると。あそこの独

立性をどう見るかにもよるんでしょうけれども、三鬼議員御指摘のように、出捐金等、それと指定管理料との関係等は、今後どうあるべきかというのは、事業内容と向こうの独立性に基づく業務運営が成り立つかどうか等も含めて、改めて教育委員会中心に私どものほうも考えていく必要があるのかなというようには思っております。

議長（村田幸隆議員） 暫時休憩します。

〔休憩 午後 2時28分〕

〔再開 午後 2時29分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） ある意味で、この法人自体は、市の文化会館の事業だけでなく、いろんなものができるということになりますので、今、生涯学習課長の説明では、こういったものについてはどういった取り決めとかそういった話は一切なかったということです。現状として文化会館の指定管理のみでやっておれば、文化会館の指定管理をしなくなったときに解散するとか云々と、それは市が。ただ、今の理事のメンバーから見れば、市がどうこうできるという形ではないような気がする。この辺はきちっとした取り決めというんですか、ルール上、しておくべきではないかなと思うので、その辺について御意見を聞かせていただきたいと思います、再度。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 三鬼議員御指摘のとおりかなという気もしますので、その点を踏まえて、また改めて検討したいと思います。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

（「答弁が聞こえませんでした」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 三鬼議員御指摘のとおりかなという気もしますので、その点を踏まえた上で、改めて検討もしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす9月3日から7日までを休会とし、8日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 2時31分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員